

穀物流通業界の国際的再編をめぐる新潮流

ーカナダ小麦局(CWB)の解体を中心にー

小 澤 健 二

目 次

はじめに

I カナダ小麦局(CWB)の解体とカナダの穀物流通システムの変化

1 CWB解体の経緯

- (1) CWBの組織再編の前史ー1995年以降の農政改革との関係ー
- (2) CWBの輸出販売独占権の廃止ーCWB改正法⁷⁾ーの制定の経緯
- (3) CWB改正法の要旨、およびCWB社の事業動向

2 カナダの穀物流通業界の再編ーヴィテラ社、CWB社の売却を中心にー

- (1) 小麦プールの解体とヴィテラ社の生誕
- (2) グレンコア社による2012年のヴィテラ社の買収
- (3) バンゲ社などによるG-3へのCWB社の組織再編

3 カナダの穀物流通システムの変化を生み出す諸条件

- (1) オーストラリアの穀物流通の自由化
- (2) カナダでの新自由主義の政治潮流ーハーパー保守党政権の特質ー
- (3) カナダの穀作農業の構造変容

4 カナダの穀物流通の自由化に内在する諸問題

- (1) CWBの権限撤廃以後の小麦価格の動向など
- (2) 穀物の鉄道輸送をめぐる新たな問題の発生
- (3) カナダ国内の穀物流通業界の再編

II その他の穀物業界の国際的再編をめぐる新たな動き

1 丸紅株式会社によるガビロン社の買収

- (1) 丸紅の穀物取引事業の概要
- (2) ガビロン社の歴史とその売却の経緯
- (3) 丸紅の穀物事業の構成

2 中国の中糧集団のニデラ社およびノーブルの穀物部門の買収

- (1) 中糧集団の食糧関連事業
- (2) 中糧集団のニデラ社およびノーブル社の穀物部門の買収
- (3) ニデラ社およびノーブル社の農産品部門買収の影響

3 3大穀物メジャーの穀物流通業界の再編への関与

- (1) カーギル社のAWBの買収など
- (2) ADM社のGrain Corpの買収の動きなど
- (3) バンゲ社などによるG-3の組織化

おわりに

はじめに

1970年代に穀物メジャーと呼ばれたいくつかの巨大穀物企業の消長を含む、世界的な穀物流通業界の再編が、1980年代後半から2000年代初頭に進展した¹⁾。業界再編の動きは、2000年代前半には一時的に弱まった。だが、それ以後、2010年代半ばの最近の10年余には、それまでとは異質な穀物流通企業の台頭を含む、さらにダイナミックな業界再編の動きが生じている。

それは、オーストラリア小麦ボードの民営化、およびカナダ小麦局(CWB)の解体が重要な契機をなし、投資ファンドによる穀物関連企業の買収などが影響している。なかでも、穀物流通業界の国際的な再編に大きな影響を与えたのは、カナダのCWBの組織解体である。

CWBは、輸出サイドにおける穀物の国家貿易を主導する最大機関に位置していた。1990年代末から2000年代初頭に、協同組合主義に特質づけられるカナダの穀物流通システムは形骸化の一途をたどったが、CWBの解体はその動きの終局に位置する。そして、このことが穀物流通業界の新たな国際的再編を生み出す最大の条件をなしたのである。この背景には、新自由主義の経済潮流の世界的な席捲があることは言うまでもない。

この事実に着目し、本稿は、CWBの解体を中心にカナダの穀物流通システムがいかなる経緯をたどり、どのような諸条件のもとで急激に変容したか、また、そこに内在する諸問題は何か、などの考察、検討を主要課題とする。さらに、カナダの穀物流通システムの変化が穀物流通業界の国際的な再編といかに連動するか、この連関性の解明も課題の一部に含んでいる。

これ以外の穀物流通業界の国際再編としては、日本の総合商社の丸紅によるガビロン社の買収、中国の一大国有食糧企業の中糧集団による有力海外穀物企業の一連の買収、および3大穀物メジャーの穀物流通業界の国際的再編への関与を取り上げる。それらは、穀物流通業界の最近の国際的再編に関わる大きな動きであり、そこに最近の穀物流通業界の国際的再編の特徴を、我々は見出さうからである。

要するに、本稿はCWBの解体にともなうカナダの穀物流通システムの変容を中心に、それ以外に注目される業界再編に関わる動きを整理、検討し、それを

通して2010年代半ばの穀物流通業界の国際的再編の構図を提示し、あわせてそれを生み出す諸条件の把握を目的としている。

なお、CWBの組織再編、およびカナダの穀物流通構造の変容と関わる3大小麦プールの事業変遷とそのヴィテラ社の生誕にいたる過程は、すでに別稿で考察、検討した。それは、“穀物出荷協同組合の消失のなかでカナダでの穀物の国家貿易の存続は可能か”、を問うものでもあった²⁾。本稿は、その続編にも位置する。

それゆえ、2010年までの動きの詳細はそこに譲り、本稿では2012年のCWBの輸出版売独占権の廃止、およびヴィテラ社の売却以降の推移を主として対象とする。ただし、CWBの権限剥奪、およびヴィテラ社の売却処分などの経緯は、それ以前からの動きの延長に位置する。このため、別稿の内容と一部重複するが、その経緯の連続性を理解するのに必要なかぎり、90年代後半から2000年代前半の動きにも論及している。

I カナダ小麦局(CWB)の解体とカナダの穀物流通システムの変化

1 CWB解体の経緯

(1) CWBの組織再編の前史－1995年以降の農政改革との関係－

2011年まで、カナダ西部の小麦および輸出用大麦の取引、流通は、CWBによる出荷割当、輸出版売業務の独占、プール勘定による決算支払い、この3つの方策にもとづいて全面的に管理されてきた³⁾。しかし、1990年代半ば以降、CWBの組織体制とその穀物流通管理を見直す動きも、年を追って強まるようになった。

1995年から開始されたカナダの農政改革のなかで、CWBの流通管理とその組織再編も農政改革の重要な対象とされたからである。WTO体制の発足、米加間の小麦貿易紛争の激化などを背景に、西部平原地域における穀物輸送法(WGTA)の廃止－CWBの流通管理とも密接に関連する－にカナダ政府が積極的に取り組むようになったことの所産でもある。この一環として、CWBの組織再編に向けた審議会も設置された⁴⁾。

この審議会の報告にもとづいて、98年にCWBの組織再編に関する法律、Bill-4が制定された。この結果、CWBの運営を担う理事会も10人の農民選出理事と政府任命の4人の理事から構成されるようになり、それまでの政府機関からCWBは半官半民の組織に再編された⁵⁾。CWBの総裁は政府が任命するものの、政府任命理事は少数派となり、CWBの組織運営には以前に比べて農民の意向がより強く反映されるようになった。Bill-4はCWBの流通管理のあり方にも見直しを求めた。穀物市況と関連させて、「弾力性」と「透明性」をキーワードとする管理手法が勧奨され⁶⁾、CWBは輸出販売の独占権を保持しつつも、市場動向に沿うように弾力的な価格設定方式を導入するようになった。

このように、CWBは2000年代前半には、98年のBill-4を契機に組織運営および流通管理に様々な工夫を施した。しかし、出荷割当、プール決算方式、および輸出販売の独占権、などの流通管理の基本的な枠組みは堅持された。このようなCWBの流通管理は西部カナダ産小麦・輸出用大麦に適用され、これに違反してトラックなどで国境を越えてアメリカに自由出荷する生産者は拘禁を含む厳しい罰則が科せられたのである。

このなかで、CWBの流通管理の根幹が政治問題として本格化するの、2000年代半ば以降のことである。06年の連邦総選挙で、新自由主義を政治理念とするハーパー保守党が規制緩和・規制撤廃の政治公約のもとに勝利し、CWBの穀物の流通管理権限を規制撤廃の格好の標的としたことによる。

(2) CWBの輸出販売独占権の廃止－CWB改正法⁷⁾－の制定の経緯

ハーパーを党首とする保守党は、CWBによる西部カナダ産小麦と輸出用大麦の輸出販売独占権の廃止を、総選挙の重要な政治公約に掲げていた。このため、保守党政権の発足とともに、CWBの輸出販売独占権の廃止に向けた動きに直ちに取り組んだ。最初に着手したのは、以前から論議を呼んでいた輸出用大麦の出荷・販売の自由選択を生産者に保障する措置である。輸出用大麦を、CWBの流通管理の対象から外すことを閣議決定したのである⁸⁾。

しかし、これは連邦裁判所によって無効と裁定され、ハーパー政権の最初の試みは挫折した。保守党は、08年の総選挙でも勝利した。これを背景に、CWBの管理対象穀物を議会の承認を経ずに閣議で決定しうる、とするCWB法の改正

法案が議会で提出された。しかし、この改正法案も議会の権限を軽視するものとして否決された。

このように、06年以降のCWBの流通管理権限を撤廃とする、いずれのハーパー政権の試みも成功しなかった。これは、第一期、および第二期のハーパー保守党政権の政治的基盤の弱さに起因する。08年の総選挙で議席数は大幅に増加したものの、保守党は依然として少数与党にとどまった。保守党政権は、連邦議会における政治の壁を破ることをできなかったのである。

しかし、2011年5月の総選挙で、保守党は予想に反して過半数を上回る議席を獲得した。ハーパー政権は、始めて多数派与党の地位を確保したのである。それにともない、CWBの権限剥奪の法案の策定に直ちに着手した。それが、CWBを経路せずに、小麦・輸出用大麦の穀物生産者による自由出荷・販売を認可する法案⁹⁾の制定である。このCWB改正法は、11年12月初旬に連邦議会の上・下院のいずれでも可決され、法律として制定されたのである¹⁰⁾。

ただし、ハーパー政権のCWB改正法の制定に向けた議会对応は、例をみない強引なものであった。議会の法案審議、とくにCWB改正法案の内容の質疑、討論に十分な時間を割かず、上院および下院のいずれでもCWB改正法の採決を性急に進めた¹¹⁾。このようなCWB改正法の制定過程は、ハーパー政権がCWBの権限剥奪にいかに力を注いだかを如実に示している。

ハーパー政権によるCWB改正法の制定に向けた性急な対応は、法律としての正当性をめぐる様々な問題を生み出した。なかでも最大の問題は、CWBの設立を定めた原法と改正法との関係である。CWBの設立は1935年に制定されたCWB法で定められ、その組織および運用の修正には、農民投票による批准を経ることが原法では規定されている。

このため、法律改正の手続きがすぐに問題とされた¹²⁾。ハーパー政権によるCWB改正法は、農民の批准投票を経ずに連邦議会での採決をもって法律として発効するとしたことに、法律上の手続きに瑕疵があるとの批判である。

この法律制定に関わる手続を、CWBの擁護者は当然のことに問題とし、CWBの農民選出理事の多数派は連邦裁判所に提訴した。連邦裁判所の判事のなかにも、この見解に汲みする者もいた¹³⁾。しかし、ハーパー政権はCWBの輸出販売独占権の廃止を主要な選挙公約として総選挙を闘い、それに勝利したことは事実上

の農民投票による批准とみなしうる、との見解を一貫して保持し続けた¹⁴⁾。総選挙による国民の判断は農民投票による批准に優先するとの政府見解に、連邦裁判所も最終的には汲みしたのである。

結局、裁判ではCWB改正法は法手続きのうえで瑕疵があり、違法であるとの訴訟は退けられた。一部の農民はCWB改正法の違法性をめぐって依然、訴訟（再提訴）を続けている。しかし、CWB改正法の手続き上の法律問題は過去のものとなっている。このような問題を含みつつ、2011年12月に制定されたCWB改正法は即座に執行されたのである。

(3) CWB改正法の要旨、およびCWB社の事業動向

CWB改正法は、法律的にはCWBの規定を定めたCWB法を修正、加筆する形態および構成をとっている¹⁵⁾。CWB法に代替して、全く新たな法律が立案、制定されたわけではない。原法のそれぞれの編、条、項目の逐次的な修正を積み重ねる法律構成をとっている。それゆえ、外見的には原法を継承する法律ともみなされる。

このような法律構成にもかかわらず、内実はCWBが有していた流通管理の諸規定の完全な廃止と、CWB組織の全面的な変更を定めている。それを端的に示すのが、第三編(Part 3)および第4編(part 4)である。前者はCWBの商業化¹⁶⁾、後者はCWBの組織的解体をそれぞれの内容とする。CWBが有していた穀物流通管理の権限を撤廃する措置は、第3編および第4編に集約されているのである。

そこでは、西部カナダ産の小麦・輸出用大麦のCWBの輸出販売の独占権は、12年8月をもって廃止され、4年後の16年までにCWBは民間会社に完全移行することを定めている。このうち、第三部の42条が民営化に向けた手続きに相当する。民営化に向けた計画文書を作成し、政府の承認を受けなければならないとする。第4編では、それが実施されない場合のCWBの組織解散を定めている。

このように、CWBの西部カナダ産の小麦・輸出用大麦の輸出販売の独占権は、改正法の制定後の半年余のごく短期間に限定された。そのうえで、12年8月から16年までは、CWBが民間穀物会社に移行する暫定期間に位置づけられる。その暫定期間中の組織は旧来のCWBと区別してCWB社と呼ばれる¹⁷⁾。この4年間に、従来の流通管理に関する権限がないままに、CWB社は商系穀物企業と事業競争

を通して新たな事業モデルを創出し、それを事業として定着させねばならない。

要するに、16年度までの試行期間は、CWB社が民間穀物企業にソフトランディングする期間に相当する。この期間に限って、CWBの民間穀物会社への移行を可能とするために、連邦政府は資金供与などの助成措置を講じることがCWB改正法では定められている。

その1つは、期首支払いを保障する政府融資の継続である。CWBの穀物流通事業の独自性、あるいはその比較優位は期首支払いに求められる。それは、生産者が出荷する穀物の最低保証価格に相当するものであり、プール決済方式と一体である。CWBは、期首支払いの円滑な実施には従来も政府融資にもとづいて必要資金を調達してきた。この期首支払いのための政府融資（あるいは資金調達に関わる政府保障）は、暫定期間中にも継続されるとされた。

もう1つは、CWBが穀物の流通・取引事業を遂行しうるように、穀物流通事業に必要なエレベーターなどの各種インフラ施設の建設、整備するための政府資金の供与である。CWB改正法では、CWB社の民営化への移行に向けた最低限の政府助成が講じられている。このような連邦政府の助成措置のもとで、12年8月以降、CWB社はいかなる穀物の市場取引・流通業務を展開し、また、組織再編を図ってきたであろうか。

2 カナダの穀物流通業界の再編 ーヴィテラ社、CWB社の売却を中心にー

(1) 小麦プールの解体とヴィテラ社の生誕

第二次大戦から1980年代までは、西部カナダの穀物流通業務は、CWBと一体化した西部平原地域のマニトバ、サスカチュワン、アルバータのそれぞれの3州を基盤とし、各々の州名による3大小麦プールによって担われてきた。3大小麦プールは、各々の州を代表する農協組織として当該州を事業基盤とし、事業の地域割りによる協調体制のなかで穀物流通事業を遂行してきた。ここに、小麦プールの穀物流通事業における比較優位も存在した。

しかし、1980年代に入ると商系流通業者を代表する穀物メジャーのカナダへの進出が目立つようになる。穀物メジャーなどは、集出荷業務を効率的にしう

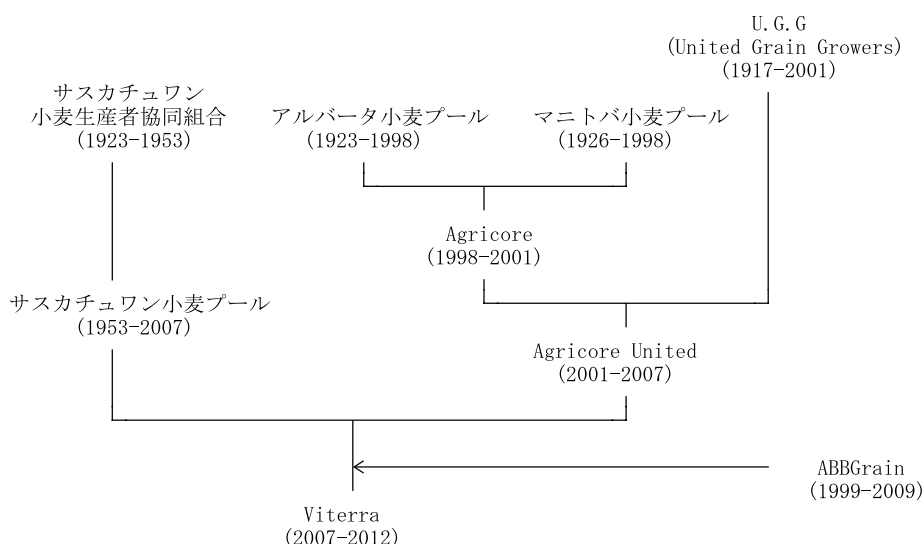
る地点にプライマリーエレベーター¹⁸⁾を立地した。これにより穀物メジャーを中心に商系流通業者は、平等主義を貫く3大小麦プールよりも効率的な流通事業を展開するようになった。穀物メジャーを中心に商系業者の集荷シェアは徐々に上昇し、90年代前半までに40%を上回ったと推定される。このことは、州ごとの事業分割をベースとする3大小麦プールの穀物流通事業、とくに3者間の協調体制を揺るがすようになった。

このうえに、3大小麦プールの穀物流通事業の基盤に大きな衝撃を与えたのは、1990年代半ば以降の鉄道輸送の自由化である。カナダの穀物輸送は鉄道輸送に全面的に依存し、鉄道の穀物輸送は連邦政府の輸送補助金に支えられてきた。しかし、90年代の財政改革にともない、穀物輸送の補助金は廃止されることになった。それが、さきに指摘したWGTAの廃止である。それと並行して、CNR、CPR¹⁹⁾の2大鉄道会社は、輸送効率を向上させるために穀物輸送の自由化を進めるようになった。

この結果、90年代後半以降、2大鉄道会社は経営合理化の一環として、小麦生産地域の隅々に配置していた支線の全面廃止に踏み切った。それにともない、支線沿線に立地するプライマリーエレベーターは全面的な経営中止に追い込まれた。1990年に、1600以上を数えたプライマリーエレベーターの数は2008年までに321に減少した²⁰⁾。この事実が、2大鉄道会社による支線の廃路とその結果としてのプライマリーエレベーターの営業停止はいかにドラスチックなものであったかを如実に示している。

この過程で、支線沿線に多数のプライマリーエレベーターを経営し、それを主要な事業基盤としていた3大小麦プールは、幹線沿線の主要集荷地点に大規模かつ高性能の大型エレベーターを建設し、そこに穀物の集出荷事業を集中するようになった²¹⁾。その一部は、内陸部のターミナルエレベーターの役割も果たした。この大型・高性能のエレベーターへの集中的な投資は商系流通業者との対抗上からも要請された。しかし、その集中的な建設は多額の資本投下、資金調達を必要とし、小麦プール間の事業競争の激化にもつながるものであった。

この過程で、小麦プール間の統合も進み、サスカチュワン小麦プールに代表されるように組合員以外の外部出資に資金調達を求める動きも強まった。激化する事業競争のための各種インフラ施設への投資、および事業拡大は、株式発



出典：Wikipedia org/wiRi/Viterra

図1 ヴィテラ社の発足にいたる組織系統

行による外部資金の調達に依存せざるをえなかった。これにともない、サスカチュワン小麦プールは事実上、協同組合から株式会社へと組織を転換させたのである。

マニトバとアルバータの他の2大小麦プールも90年代末に組織統合し、さらに2001年に他の有力商系流通業企業を加えて新たに組織を再編した²²⁾。株式発行による外部資金の調達、残りの2大小麦プールの他の有力商系業者を組み入れての組織統合、これらの錯綜した動きは2000年代前半の穀物流通事業をめぐる市場競争がいかに熾烈であったかを物語っている。

同時に、小麦プールの組織再編と並行する新たな穀物流通事業の追求は、資金調達を益々重要な経営問題に押し上げた。サスカチュワン小麦プールを母体とし、他の協同組合系の組織を組み入れた2007年のヴィテラ社の生誕は、こうした2000年代前半の小麦プール相互間の事業競争の帰結である。それは、ヴィテラの組織系統を示す図1に具体的に示される。

組織系統からみると、「皮肉にも、穀物取引・流通に従事する旧協同組合組織の全てを糾合した、一大民営穀物会社の発足に帰結したのである」²³⁾。それは、協同組合主義にもとづくカナダの穀物流通システムの実質的な形骸化を意味する。ヴィテラ社の生誕は、穀物メジャーを中心とする商系業者との事業競

争と同時に、鉄道会社の輸送自由化というカナダ国内の固有の経済的条件により大きく起因している。

この際に、老朽化したプライマリーエレベーターの大部分は高性能化・大規模エレベーターに代替され、内陸部のターミナルエレベーターの穀物集出荷事業に占める役割は飛躍的に高まった。このことが、カナダの穀物の流通体系、流通構造の変容の内実である。

それは、カナダ国内の穀物流通業界の再編の過程でもある。その際に、業界再編のほとんど全てはM&Aに依拠している。M&Aに依拠する業界再編は、短期的視点での資金運用、収益確保を最大の動因としている。それは、1980年代以降、アメリカで顕著となるM&Aを企業成長、企業再編の主要方策とするアメリカ的な企業経営が、カナダでも支配的になることを意味した。

この際に、カナダの穀物業界ではインフラ投資の資金調達、資金回収とM&Aが密接に関連していたことを一つの特徴とする。生き残りを賭けて外部資金の調達に奔走したサスカチュワン小麦プールがヴィテラ社の組織化を主導したことは、上記の事実を端的に物語っている。そのことが、次にみるヴィテラ社の売却につながり、2010年代の穀物業界の新たな再編にとっての主要因ともなるのである。

(2) グレンコア社による 2012年のヴィテラ社の買収

2007年に発足したヴィテラ社は、09年にオーストラリア大麦プールを買収し、海外事業への積極的な進出を図るようになった。カナダ国内でのカノーラ搾油などの高付加価値事業の拡大とあいまって、その積極的な事業展開が注目されたのである。

ただ、ヴィテラ社の発足に際しては独禁法の適用を回避するために、一部のターミナルおよびプライマリーエレベーターをR. パイオニア社、パターソン²⁴⁾などの有力な国内穀物流通業者に売却処分した。この結果、ヴィテラ社の発足時のカナダ国内の穀物・油糧種子の集出荷シェアは、その組織母体をなしたサスカチュワン小麦プールとAgricore Unitedを併せた集荷シェアを下回るようになった。ヴィテラ社の生誕は、カナダ国内のアメリカ系穀物メジャーのシェアの拡大よりも、カナダ国内の有力商系流通企業の事業拡大につながったので

ある。

ヴィテラ社の事業内容や事業規模の実態は、ターミナルおよびプライマリーなどの各種エレベーターのシェアを除くと具体的な数字としては把握できない。2011年の穀物および油糧種子（カノーラを中心とする）の取引量はそれぞれ1890万トン、1270万トン前後と推定され、全体では3,000トンを超える取引量である。また、穀物取引および油糧種子搾油を合体した総売上高は129億3600万ドル前後と推定される²⁵⁾。

ヴィテラ社は、その母体をなしたサスカチュワン小麦プールと同様に、穀物・油糧種子の集出荷事業を中心に農産品加工、農業資材の製造・販売におよぶ一大アグリビジネス企業である。ただし、穀物流通業界では、当初からヴィテラ社はM&Aの有力な対象企業ともみなされた。2010年前後には、CWBの流通管理権限の廃止に関するカナダ政府の方針は明確となっていた。それにともない、カナダ国内の穀物の取引、流通事業への新規参入およびそれに関わるM&Aによる投資差益の確保の機会が増大することが予想されていた。

そのような状況のなかで、ヴィテラ社買収に名乗りを上げたのが、金属・エネルギー資源の国際取引を展開し、農産品取引にも進出していた新興企業のグレンコア社である²⁶⁾。2011年に入ると、ヴィテラ社買収に向けてグレンコア社の動きは活発化し、ヴィテラ社の株価も急上昇した。結局、12年3月にグレンコア社は、全額現金の62億ドルでヴィテラ社を買収したのである。

ヴィテラ社の役員会も、グレンコア社による買収を全員一致で歓迎した²⁷⁾。これは、M&Aによって生誕したヴィテラ社にとって、経営上の最大の関心は財務問題、すなわち、株価上昇によるキャピタルゲインの確保であったことを物語っている。穀物取引を中心に、カナダの代表的なアグリビジネス企業に発展すると期待されたヴィテラ社も、その劇的な発足から5年足らずに消滅したのである。

当然のことに、カナダの代表的な穀物関連企業がスイスに本社を置く外国企業に支配されることに、カナダ国内では懸念が生じた。わずか1年前には、サスカチュワン州を拠点とする世界的な肥料会社の海外企業による買収の試みは、国益に反するとして連邦政府に差し止められていた²⁸⁾。それからの日時が浅いこともあり、グレンコア社によるヴィテラ社買収に対する連邦政府の対応

に関心が集まったのである。

しかし、CWBによる流通管理権限の撤廃方針を決定していたハーパー政権は、グレンコア社によるヴィテラ社買収に異議を差し挟まなかった。それは、グレンコア社の買収はカナダ国内の穀物流通事業を海外企業が支配することを意味しないとの判断によっている。カナダ政府は、ヴィテラ社のエレベーターの一部、およびその農業資材販売事業のカナダの国内企業への売却をグレンコア社のヴィテラ社買収の条件として、この案件を認可したのである²⁹⁾。

このカナダ政府の対応、およびカナダの海外投資規制法によって、グレンコア社のヴィテラ社の買収も、ヴィテラ社の組織化の際と同様に、その事業、資産の一部は国内の穀物流通企業のR. パイオニア社、パターソン社などに売却された。この結果、カナダ国内の穀物・油糧種子の集荷・出荷事業に占める上記2社のシェアはさらに上昇することになった。

このように、M&Aに依拠して短期間に農産品取引事業を拡大させたグレンコア社は、ヴィテラ社の買収を通して北米の農産品市場に本格的に参入した。鉱産品・エネルギー資源の国際取引を中心とする新興メジャーのグレンコア社は、最近10年余の間にヨーロッパ、ロシアを中心に農産品事業も拡大し、オーストラリアの農産品事業にも着手している。今回のヴィテラ社の買収を通して、同社の北米の農産品取引事業は飛躍的に拡大し、穀物取引事業における国際的な有力企業に位置するようになった。それは、カナダの穀物流通システムの変化と相関する穀物流通業界の国際的再編を代表する動きである。

(3) バンゲ社などによるG-3へのCWB社の組織再編

1) 2012年8月以降のCWB社の事業動向

CWBの輸出販売の独占権は、12年8月末をもって消失し、組織もCWB社と呼ばれる新会社に転換した。新たな組織体制のなかで、最初に取り組みしたのは組織のリストラである。12年8月以前のCWBは400人ほどのスタッフを有した。しかし、15年現在の従業員数は100人ほどに減少している。従業員数からすると、新会社は以前の4分1あるいは5分1の規模に縮小したことになる。

このような少人数体制で、新たな穀物流通事業を追求するようになったの

である。ただし、CWB社の事業の実態を把握することは困難である。新たな組織体制のもとでは財務内容に関わる事業決算を、CWB社は公表していないからである。ただ、CWB社の新たな事業活動の一部は、新聞などで報道されている。

ここでは、それに依拠して12年8月以降のCWB社の事業動向を概観しておこう³⁰⁾。その前提として、商系穀物企業と比較したCWB社の穀物流通事業の比較優位および劣位のそれぞれを確認しておく必要があるだろう。CWBは、ほぼ70年以上にわたって西部平原三州のほぼ全ての穀物生産者と取引・顧客関係を保持してきた。それは、最低保障価格の期首支払いおよびそれと連動するプール決算方にもとづいていた。この取引方法は新組織にも継承されている。それゆえ、生産者にとってCWB社との取引は、出荷する小麦価格に対するリスクヘッジの意味を有している。

また、CWBは小麦輸出を独占してきた結果、海外の輸入業者との間に一定の取引関係も長期にわたって維持してきた。とくに、国家が小麦輸入に関与する諸国との取引関係は固定的になりがちであるため、CWB社の輸出業務には有利に作用するとみられる。それゆえ、CWBが確立してきた価格リスクのヘッジ機能に加えて、長期にわたる輸出相手先との取引関係の継承は、穀物取引業者としてのCWB社が有する最大の比較優位である。

しかし、それは比較劣位と表裏の関係にある。旧来のCWBの小麦・輸出用大麥の流通管理は、穀物流通に関わる業務の全て一集荷、保管、出荷、輸送一を第三者への委託、代行によるものである。第三者とは協同組合系と商系の各種穀物会社である。12年8月以降には、流通業務の代行を委託してきた穀物企業と、CWB社は市場で事業競争を展開することになったのである。

それゆえ、流通業務を遂行するのに必要なエレベーターを始めとする各種インフラ施設を、鉄道輸送用の貨車以外には、CWB社はほとんど所有していない。CWB社の業務は、現場とは切り離された本社および海外支社でのデスクワークを中心とした。これは、CWB社が穀物流通事業を展開するうえでの最大の比較劣位である。CWB社の穀物流通事業にとって、致命的な弱点とも云えるものである。

2) CWB社の新たな事業展開

このような条件下で、CWB社の有するリスクヘッジ機能は、新組織の発足の

1年間には、当初、期待されたような成果を挙げえなかった。これには、後にみるような国際的な小麦価格動向も影響している。CWB社はその穀物集荷事業では、プール決算方式と結びつくリスクヘッジ機能を必ずしも活用できていないとされる³¹⁾。

ただし、CEOのホワイト氏のもとで新たな事業展開も意欲的に追求されている。それは、CWBが従来、関与しなかったカナダ東部における穀物流通事業を拡大する動きである。穀物搬送用の船舶会社を購入し、サンダーベイと五大湖を結ぶ穀物などの各種物資の船舶輸送事業にも参入するようになった³²⁾。これ以外にも、エレベーターの建設にも着手し、さらに競争相手の穀物会社のエレベーターをリース契約し、その運用にもとづいて独自の穀物集荷、出荷事業も追求している³³⁾。

この結果、新たな組織体制のもとでCWB社は、財務内容は公表されていないものの³⁴⁾、収益性を高めているのではないかと一部では推測される。しかし、組織の完全民営化に向けた独自の事業を追求してはいるものの、穀物流通事業に不可欠なインフラ施設を十分に保有しない致命的な弱点を克服できない、との評価が一般的である。このため、CWB社は他の穀物会社との共同経営に踏み切るか、あるいは買収されるか、これ以外には将来の事業に向けた展望はないとする見解が業界では支配的であった³⁵⁾。要するに、CWB社は民営化に向けた暫定期間の早期から、M&Aの対象とみなされたのである。

3) CWB社のG-3への組織再編—バンゲ社などの主導による—

このような状況下で、2015年4月、サウジアラビアの農畜分野に海外投資する国家基金のSALICと3大穀物メジャーの1つのバンゲ社とがパートナーシップの形態をとって、CWB社の株式の過半を買収することが発表された。サウジ農畜投資基金とバンゲ社がそれぞれに均等に資金を拠出し、CWB社の株式の50.1%を2億5,000万ドルで取得するものである。この結果、CWB社は新たに組織再編され、グローバル・グレイン・グループ（G-3）に組織名を変更することになった³⁶⁾。完全民営化への移行期間が終了する直前に、CWB社は穀物メジャーなどによる業界再編の対象となり、新会社に移行したのである³⁷⁾。

SALICは、サウジアラビアの農畜産物の価格安定化と食糧不足の回避を目的に、2011年に8億ドルの資金拠出によって設立された国家基金である。すでに

13年に、ポーランド、ウクライナを中心にヨーロッパで4万ヘクタールの農地を購入し、砂糖ビート、小麦、菜種などの栽培を開始している。さらにサウジアラビアでの穀物の安定供給を目標として、カナダ、オーストラリアでも穀物関連事業に乗り出したのである³⁸⁾。

一方、バンゲ社はケベックにターミナルエレベーターを所有し、そこを拠点にカナダの穀物取引事業を展開してきた。しかし、他の穀物メジャーに比べるとカナダでの穀物調達には遅れをとってきた。このため、北米の穀物事業を強化する一環として、バンゲ社はカナダの穀物事業の拡大に強い意欲を以前から有していた。

このようなSALICおよびバンゲ社のそれぞれの経営戦略にもとづいて、共同でCWB社の株式の50%強を買取ってG-3の実質的な経営権を確保したのである。そのなかで、G-3の経営は穀物取引の実績を有し、また、そのための国際的ネットワークを有するバンゲ社が主導するものとみられる。

他方で、G-3の株式の50%弱はCWBに穀物を出荷する生産者が、依然、所有している。このため、生産者による株式所有が今後のG-3の経営にいかなる影響をおよぼすかも注目される。このような穀物メジャー主導によるG-3の組織化は、12年のヴィテラ社の売却とともに、カナダの穀物流通業界の新たな再編を示すものである。

3 カナダの穀物流通システムの変容を生み出す諸条件

これまでみてきたようなカナダの穀物流通システムの変容は、WTO体制の発足に代表される、1990年代半ばを契機とする国際的な穀物貿易の自由化を背景としている。穀物の自由貿易を推進する国際的潮流が、ボードと呼ばれる固有の公的機構を通して1930年代の農業大不況期に確立し、第二次大戦後、長期に継続してきた穀物の国家貿易体制を崩壊に導いたのである。このことは、英連邦の一員として同様な穀物の流通管理制度を有し、1990年代以降、その穀物流通機構を一斉に民営化したオーストラリアの動きにも明らかである。

しかし、カナダの穀物流通システムの変化はオーストラリアと共通性を有するものの、カナダ独自の諸条件によるところも大きい。このようなカナダに固

有な諸条件を明らかにするには、1990年代以降のオーストラリアの穀物流通システムの変化の概要を最初にみておく必要がある。そこに、カナダの穀物流通システムをめぐる変化の共通性と異質性が見出されるからである。

その異質性が、カナダ固有の条件をなしている。この独自の条件としては、すでに簡単に言及したハーパー保守党政権の政治対応に加えて、穀物流通システムの変化と1990年代以降のカナダの農業構造の急激な変化がいかに関連するか、この二点を取り上げよう。それに加えて、CWBの解体に潜む諸問題にも言及したい。

(1) オーストラリアの穀物流通の自由化

1) AWBなどの民営化

1980年代まで、オーストラリアの主要穀物の小麦、大麦の輸出販売の権限は、小麦、大麦のそれぞれの公的機関のボード、すなわち、AWB、ABBに集約化される一方³⁹⁾、穀物などの集出荷事業は州および品目ごとに組織化された各種農協あるいは公的機関に担われていた。これは、カナダと基本的に同一の流通構造である。しかし、ボードによる専一的な輸出体制の見直しは、カナダより10年以上前に始まり、1989年には小麦の国内販売が自由化された。

それ以降の流通自由化の基本方向は、1991年のオーストラリア穀物審議会の提言にもとづいている。98年にAWBの民営化が開始され、組織名もAWB社に変更され、そのうえで2001年に株式会社に組織が転換された。AWB社の小麦輸出の独占権は08年まで残されたものの、政権交代および国際的なスキャンダルによって、同年にその輸出独占権も撤廃された。政府認可を条件に小麦輸出は自由化され、小麦輸出業務への新規参入も開始された。一方、AWB社は株式会社化と並行し、肥料事業を展開するランドマーク社を買収し、その事業領域を拡大していた。しかし、2011年にカーギルとカナダの肥料企業のAgriumの海外の2社がAWBの事業を分割しては買収し、2010年代初頭にAWBの組織は消失したのである⁴⁰⁾。

サウス・オーストラリア、ヴィクトリアの2州の大麦の輸出販売を独占していたABBも、1999年に民営化された後、他の穀物農協を統合して株式会社に転換した。しかし、公開会社への組織転換により09年にヴィテラ社に買収され、

2016年現在、グレンコア社の所有に帰している。時期の前後はあれ、組織解体の経緯はAWBと軌を一にする。

1980年代末から90年代初頭のオーストラリアの穀物流通の自由化は、州を単位とする穀物の集出荷事業を担う農協の組織形態、事業再編にも大きな影響をおよぼした。オーストラリアの穀物集荷・出荷事業は、州および品目ごとに組織された各種農協あるいは公的機関によって担われており、そのことがオーストラリアの穀物流通構造の一つの特徴でもある。この点では、1980年代までに多国籍穀物メジャーを中心とする商系流通業者が穀物の集出荷業務では一定の比重をすでに占めていたカナダとは相違している。

2) 各種農協などの組織再編

AWB、ABBが小麦、大麦の輸出・販売の独占権を有するもとで、生産者から穀物を集荷、出荷する流通業務は、州および品目別に組織された農協あるいは公的機関に委ねられていた。各種農協と公的機関がAWB、ABBと業務分担し、両者が連携してオーストラリアの穀物流通事業を担う構造である。しかし、各州の農協および公的流通機構の多くも、AWB、ABBの民営化にともない組織を統合し、民営企業に再編されるようになった。

その中心に位置するのはGrain Corpである。Grain Corpは、ニュー・サウス・ウェルズ州の各種農協組織の統合を中心に設立され、組織統合にともない民間企業に転換した。さらに、ヴィクトリアおよびクインズランドの各々の州の農協なども吸収合併し、2003年にGrain Corpは株式会社として発足した。Grain Corpは、いくつかの州にまたがる多数の農協を統合する、株式会社としてはオーストラリア最大の穀物流通企業に位置している⁴¹⁾。

一方で、穀物取扱量が最大なのはオーストラリア最大の農協組織のCBHである。2015年のGrain Corpの小麦・大麦の取扱量320万トンに対し、CBHの取扱量は550万トンにおよんでいる。CBHは、AWBを始めとする多くの穀物流通事業体の民営化のなかでも、農民の出資組合の農協組織を維持してきた。CBHは西オーストラリア州の穀物流通事業のほぼ全てを掌中にし、穀物輸送の鉄道会社も経営している。

その歴史的条件にもとづいて、西オーストラリア州の農民は保守的とされ、その農民気質もCBHが農協組織として維持される一因となっている。15年から

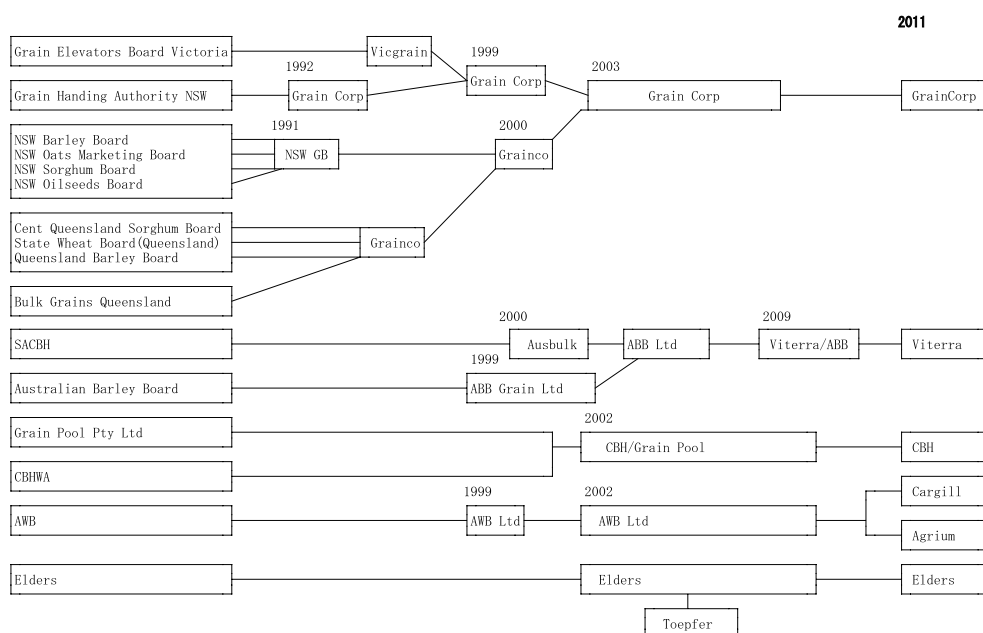


図2 オーストラリアにおける穀物流通業界の変遷

16年にかけて、Grain Corpが関与するCBH買収の動きがあったものの、それも退けたとされる⁴²⁾。西オーストラリア州はオーストラリア最大の穀物生産州に位置し、そこでの穀物流通事業をほぼ独占することが、CBHの穀物流通事業の最大の強みである。このように穀物流通事業の相当部分が農協組織によって依然として担われている。このことが、オーストラリアの穀物流通システムの一つの特徴をなしている。

これ以外に、3大穀物メジャーの一つのADMの子会社のトゥファー（Toepfer）社が株式を所有するElders社も、国内企業としてはGrain Corpに次ぐ穀物取引量を有している。このようにAWBを発端とする穀物流通事業の全般的な民営化を通して、オーストラリアの穀物流通事業は、2010年代には、CBH、Grain Corp、グレンコア、カーギル、Elders、Agriumの海外4社を含む6事業体に集約されるようになった。オーストラリアにおける穀物取引量のシェアも、ほぼ上記の事業体の順となっている⁴³⁾（図2参照）。

3) カナダの穀物流通業界の再編との差異

1)、2)を通して、オーストラリアとカナダの穀物流通システムの変化に関す

るそれぞれの共通性と相異点は、ある程度明らかであろう。輸出販売の独占権が穀物流通事業の民営化のなかで廃止され、穀物流通が全面的に自由化されたことは両国に共通である。ただし、AWBの自由化は1989年に開始され、国内販売の自由化を経て輸出独占権が廃止されるまでにはほぼ20年間を要した。これに対し、CWBの輸出独占権は法律制定後の8ヶ月間の当該穀物年度に限られ、翌穀物年度の当初からその権限は剥奪された。また、民営企業に転換する期限も、法律制定後の5年間と極めて短期に設定された。

以上にみられるように、CWBの権限剥奪、民営化への移行期間は、オーストラリアと比較するとごく短期に設定された。それだけ、カナダの民営化は性急に実施されたことになる。それゆえ、オーストラリアに比べると、その業界再編への影響も短期間に集中的に現出し、その影響もオーストラリアの場合に比べてはるかに大きいことが特徴である。このようなCWBの性急な権限廃止による民営化は、すでにみたようにハーパー政権の政治対応に主としてよっている。

もう一つの相異点は、カナダでは農協組織による穀物流通事業は完全に消滅したのに対し、オーストラリアではCBHに代表されるように農協は有力な流通業者として残存していることである。民営化された穀物企業の多くも、農協の組織形態をとっていた時期の旧組合員との繋がりを、ある程度、残しているとされる。

これに対し、カナダの穀物流通業界では小麦プールの残像は消失しつつある。これは、2000年代初頭までに3大小麦プールが株式会社に組織再編され、協同組合主義を放棄したことによる。これには、すでに指摘したような鉄道経営の自由化にともなう、支線廃止と並行するプライマリーエレベーターの急速な淘汰が大きく影響している。カナダの穀物輸送は2大鉄道会社の穀物輸送体制に全面的に依存していた。それゆえ、カナダでの鉄道会社の経営対応の穀物流通構造の変容におよぼす影響はとりわけ大きかったのである。

この意味で、オーストラリアと比べると、カナダの穀物流通システムの変化にはカナダの国内経済の条件がはるかに大きく影響している。それは、カナダがアメリカに隣接し、資本、貿易関係を通してアメリカ経済の影響を直接、被ることと関係する。1994年のNAFTA発効を契機に、カナダ経済はアメリカの経済圏に完全に組み入れられた。それは、カナダ経済のアメリカ経済のブランチ

化（支社化）と一般に称される。

そのことは、後にみる2大鉄道会社の資本所有関係の変化にも端的に示される。そのアメリカ経済へのカナダ経済のブランチ化が穀物流通システムの変化にも反映されている。CWBの流通管理を撤廃したハーパー政権は、政治的にそのブランチ化を促進する役割を果たしたと云えよう。

（2）カナダでの新自由主義の政治潮流－ハーパー保守党政権の特質－

1990年代以降、アメリカへのカナダからの小麦輸出が急増した。アメリカ政府は、その最大の原因をCWBの流通管理に求めてCWBを攻撃対象としてきた。このことが、1990年代以降の米加間の小麦貿易紛争の激化、長期化につながった。このような小麦貿易紛争の激化を背景に、CWBの小麦流通管理はWTO協定に違反するとして、アメリカ政府はWTOに提訴した。しかし、WTOのパネルはCWBの穀物流通管理に対するアメリカの提訴を斥けた。これによって、両国間のCWBをめぐる小麦貿易紛争は2000年代前半には沈静していた⁴⁴⁾。

にもかかわらず、2005年に政権に就いたハーパー保守党は、CWBの穀物流通管理は生産者による穀物の自由出荷、販売の権利を奪うものとして、国内の政治争点に押し上げた。この政治対応は、ハーパー氏の政治家としての出自とその政治イデオロギーに由来する。彼はカナダ西部で「改革党」を組織して政界に乗り出すが、その際の主要な政治主張の一つがCWBの権限廃止であった⁴⁵⁾。財政支出の大幅削減、「小さな政府」の政治的旗手として登場したハーパー保守党は、「小さな政府」を体現する主要対象の一つにCWBの権限廃止を位置づけたのである。

この新自由主義の推進は、外交的にはアメリカとの政治的連携の一層の強化、さらにイスラエルとの政治関係の親密化など、それまでの多元主義を重視するカナダの政治的伝統とは異質なものである⁴⁶⁾。このことは、自らの政治的独自性をアピールするために新自由主義的な政策を過度に強調し、そこに政権基盤を求めたことによるものと考えられる。ある意味で、ハーパー保守党政権は、時代に若干の遅れをとって、アメリカを中心とする世界的な政治潮流の軌道にカナダ政治を乗せるものであった。時代に遅れをとったことが、それだけ急進的な新保守主義の政治主張を生み出したのである。

ハーパー政権は、発足と同時にCWBの権限撤廃の法案策定に奔走した。とくに、リッツ氏の農相任命は、CWBの権限剥奪をハーパー政権がいかに重視していたかを物語る。リッツ氏は、その経歴にもとづいてCWBの流通管理権限の廃止を自らの政治的使命としていた。彼は、もともとは小麦生産者であり、過去にCWBの流通管理に反対してアメリカへの小麦のトラック輸送による直接販売を行い、CWBの流通管理に違反して拘禁された経験を有している。それを不服として、氏はCWBの輸出販売の独占権を問題とし、長期にわたって訴訟闘争を続けてきた。このような経歴を有するリッツ氏の農相任命は、ハーパー政権がCWBを政治問題の俎上に乗せ、その権限剥奪を実現する強い政治的意志の表明でもある。

もっとも、連邦制のカナダでは州の政治的権限は相対的に強く、連邦政府は州ごとの利害調整に配慮せねばならない。ハーパー政権もCWBの穀物の流通管理を政治問題とする一方では、ケベック、オンタリオの二州の中心的な農業部門の酪農および家禽などのクォータ制にもとづく供給管理政策の存続を容認している。このことは、州ごとの利害調整を背景とするカナダの伝統的な政治的多元性に、ハーパー政権も配慮せねばならないことを示している⁴⁷⁾。

とするならば、CWBの権限撤廃を可能とする政治経済的条件が西部平原諸州では生じつつあったことを意味する。それゆえ、ハーパー保守党政権の急進的な新自由主義とともに、CWBの権限撤廃を可能とする条件として、カナダ西部の経済、とくに農業に関わる条件も考慮せねばならない。例えば、西部平原三州のなかでもアルバータ州ではエネルギー産業が急成長を遂げ、州経済に占める農業の比重は急速に低下していることも、その一因であろう。

ここでは、カナダ西部の穀作農業の構造変化が、CWBの穀物の流通管理権限の廃止といかに関わるか、この点に焦点を当てて、西部平原三州における小麦生産者のCWBへの結集が弱まる背景を考察しておこう。

(3) カナダの穀作農業の構造変容

1) 農地経営規模別の農場数の構成

カナダでは、農場数の減少をともなう農業構造は2000年代にも大きく変化し続けている。それは、1990年代までの動きを継承するが、とくに穀作分野に

表 1 カナダの農地規模別農場数の構成（単位：％）

	1991	1996	2001	2006	2011
農場数	280, 043	276, 548	246, 923	229, 373	205, 730
130エーカー未満	29. 2	31. 1	30. 0	30. 0	34. 0
130-559	40. 3	39. 2	39. 1	36. 4	35. 7
560-1, 119	15. 8	14. 4	14. 2	13. 1	12. 2
1, 120-2, 239	10. 7	10. 6	10. 7	10. 3	9. 7
2, 240-3, 519	2. 6	2. 9	3. 5	4. 0	4. 2
3, 520エーカー以上	1. 5	1. 7	1. 7	2. 5	4. 1

出所：Statistics Canada , *Agricultural perspectives from seven censuses, Canada and provinces*

における経営構造の変化は際立っている。ここでは、農地規模別の農場構成に焦点を当て、農業構造の変容を穀作部門を中心にみておこう。

1991～2011年の20年間にカナダの農場数は28万43から20万5,730へ、数にして7万4000農場、比率では27％それぞれ減少した。2000年代の10年間の農場数の減少率も、1990年代の10年間とほぼ同様なペースで進んでいる。1991年と2011年のそれぞれの農業センサスの数字に示される、カナダの農場全体に占める農地規模別の農場数の構成比は、130エーカー未満、および2,240エーカー以上のそれぞれの階層で上昇する一方で、中間層での低下が目立っている。

具体的には、1991～2011年に130エーカー未満、2,240エーカー以上のそれぞれの階層の農場全体に占める割合は、前者で29.2％から34％、後者で4.1％から8.3％へと上昇した（表1）。もっとも、この期間に農場数は30％弱も減少した結果、130エーカー未満層の農場数は若干減少している。そのなかで、70～130エーカー層の農場数の減少とは対照的に10エーカー未満の零細層の農場数はほぼ一定数を維持している。保有農地規模からすると、零細規模ほど農場数は安定的に推移している。

これに対し、経営農地規模が大きい階層の農場数比率は上昇しているだけでなく、農場数も相当に増加している。センサス集計で最大規模に分類される3,520エーカー以上の農場数比率の上昇は全ての階層を通じて最大である。次位の2,880～3,519エーカー層の農場数比率も、3,520エーカー以上に次いで上昇している。これに対し、2,240～2,879エーカー層の農場の増加数は上記の2階層を相当に下回っている。

一方で、130エーカーから2,240エーカーの中間層の農場数の構成比率の低下が目立っている。中間層のなかでは、相対的に農地規模が大きい階層の農場数の減少率が最大である。例えば、1991～2011年に、130～560エーカーの農場数の減少率35%に対し、560～1600エーカーの減少率は43%にもおよんでいる。農地規模別の農場数の動向は、典型的な農民層分解の両極分解のパターンとなっている。

このなかで、10エーカー未満の零細層の農場数が一定数で推移することが注目される。農業所得はほんのわずかな生計の補足にすぎない二種兼業農場、あるいは趣味として農業に関与する農場類型が、カナダでも一定数、安定的に存在している。農業を生活に組み入れるライフスタイルの選好、女性を経営主とする農場数の増加、などの事実と対応するものである。

これに対し、農業センサスによる農地規模別の農場数の推移は、耕種、畜産、園芸などの農業部門に応じて一律ではないにせよ、農場経営の自立にとっては相当規模の農地保有を要することが示される。その農地規模の水準は、さきの農地規模別の農場数の推移からみて、少なくとも1600エーカー(640ヘクタール)以上となる。そのような保有農地規模と自立的な農場経営との関係は、土地利用型農業の中心をなす穀作経営にとくに該当するであろう⁴⁸⁾。

西部平原三州のなかでもとくに穀作農業の中心地に位置するサスカチュワン州では、統計が入手しうる1991～2006年に、400～1,120エーカーの農場数比率は38.2%から28.9%へ10ポイント以上も低下している。一方、1600エーカー以上の農場数比率は10.1%から19.6%へほぼ2倍に上昇している⁴⁹⁾。このことは、上記の事実を裏づけている。小麦を中心とする穀作農場にとっては、少なくとも1,500エーカー以上の農地を保有、経営することが、農場として自立するための必要条件となりつつある。

2) 小麦農場数の減少と穀作経営の多様化

2011年農業センサスの統計集計は、それ以前のセンサスと比べると著しく簡略化された。それは、ハーパー政権による予算削減の影響によるものである⁵⁰⁾。この結果、様々な指標による農場分類の時系列的な比較に支障をきたしている。このような事情に留意して、2011年農業センサスで穀作に分類される農場数を整理しておこう。11年のカナダの農場数は全体で20万5,730を数える。そのな

表2 カナダの経営部門別農場数（2011年）

	2001	2006	2011
肉牛・酪農	86,159	75,598	49,613
養豚・家禽	12,325	10,618	7,954
油糧種子・穀物	69,671	61,667	61,692
（油糧種子）	(12,056)	(16,748)	(22,979)
（小麦）	(15,872)	(12,137)	(8,206)
（その他穀作）	(32,926)	(27,940)	(22,730)
野菜・果実・施設園芸	21,663	22,322	21,021
その他	57,105	59,168	65,448
全体の農場数	246,923	229,373	205,730

出所：Statistics Canada, Census of Agriculture, farms classified by the NAICS

かで、油糧種子・穀物部門に分類されるのは6万1,692農場であり、農場全体の30%を占めている。油糧種子・穀物部門に集計される農場数は、畜産部門の農場数を相当に下回っている。

しかも、油糧種子・穀物部門のなかで小麦農場に分類されるのは8,206農場と、油糧種子・穀物部門全体の農場数の13%にすぎない。小麦農場は、カノーラを中心とする油糧種子の農場数をはるかに下回っている。センサスでは油糧種子・穀物部門として、「その他穀作農場」も集計される。その農場数は2万2,730と油糧種子・穀物部門の37%を占める。「その他穀作農場」の一部に小麦生産の比重が高い農場も含まれ、油糧種子の農場のなかにも輪作として小麦生産を組み入れる農場が多いと推定される。このため、センサスで小麦農場に分類される農場数よりも、実際に小麦生産に関係する農場数は多いことは間違いない。

それにしても、2011年農業センサスの集計によると、伝統的な穀作中心地の西部平原三州では小麦生産は耕種経営の中心ではなくなりつつある趨勢は明白である。カノーラの農業産出額は小麦をはるかに上回っている⁵¹⁾。加えて、レンタルなどの各種豆類の生産も輸出向けに拡大を続けている⁵²⁾。西部平原諸州では、カノーラ、豆類を中心に様々な作物を組み入れた耕種経営の多角化が進んでいる。

このように伝統的な小麦生産地帯のカナダ西部平原でも、小麦専作農場は大幅に減少する一方で、経営に必要とされる農地規模は増大の一途をたどっている。また、カノーラ、豆類の作付け面積が拡大し続けており、これら作目は生

産者の自由裁量で出荷、販売される。このような自由出荷作目の作付け拡大は、規模拡大を続ける小麦生産者の間にも市況に応じて小麦を自主裁量で出荷販売する気運を高めることになる⁵³⁾。そのことが、CWBによる一律的な流通管理に反対する雰囲気小麦生産者の間に醸成することになっている。

3) 農業構造の変容とCWBへの小麦農場の結集の困難化

CWBへの穀作農場の結集は、多数の中小規模農場を中心とする小麦生産者としての連帯意識にもとづいていた。しかし、500～1,000エーカーの中規模農場の割合は急速に低下し、小麦専作農場の経営規模が拡大の一途をたどるなかでは、各々の小麦農場の利害をCWBに一元化することは困難になっている。もともと、農場の立地条件による穀物輸送コストの差異を中心に、プール決済方式に不満を抱く農場は存在した。そのうえに、小麦プールの株式会社化とともに、穀物の集荷条件に応じて手数料などに差異を付ける傾向が強まると、プール決算方式に不満を抱く小麦生産者はさらに増加せざるをえない。

このような傾向は、立地条件に恵まれる大規模農場をとくに中心としている。穀物輸送は最終的には鉄道輸送に依存するものの、内陸部のターミナルエレベーターが穀物の集出荷地の中心になると、そこへのトラック輸送が穀物輸送に占める比重も高まるようになる。この輸送条件の差異が、農場間に利害対立を生む一因ともなる。これらの事情が、農業構造の変容および西部平原地域における穀作経営の多様化を背景に、CWBへの小麦生産者の結集を困難にする主要な条件をなしている。

小麦農場のなかで、CWBの権限保持に賛成する農場の割合はほぼ6割、反対するものも4割に達する⁵⁴⁾。CWBの輸出版売独占権の撤廃に4割もの小麦農場が賛成する事実は、穀作経営の変容にともなう小麦農場の絶えざる規模拡大と密接に関連するものである。とくに自由に市場出荷するカノーラ、レンタルなどの豆類の西部平原地域での生産比重の高まりは、CWBによる流通管理に違和感を憶える農場を増加させる一因をなすであろう。

以上のように、CWBの権限撤廃には穀作中心地の西部平原三州での規模拡大をともなう小麦農場の減少に代表される農業構造の変化、および穀作経営の多様化が主要な背景をなしている。農業機械の大型化に代表される穀作経営の資本集約化は、1,500エーカー未満の穀作農場の経営自立化を困難にし、そのこ

とがCWBの支持基盤を掘り崩すようになったのである。

4 カナダの穀物流通の自由化に内在する諸問題

2012年8月のCWBの小麦および輸出用大麦の輸出販売独占権の廃止、さらに15年のCWB社のG-3社への組織再編、これらを通してカナダの穀物流通は全面的に自由化された。このことが、カナダ国内の穀物流通事業や穀作経営にいかなる影響を与えているかにも関心がもたれる。カナダ西部産の穀物の全面的な流通自由化からさほどの時間を経っていないものの、これに関する現時点でのいくつかの注目すべき動きも簡単に整理しておこう。

(1) CWBの権限撤廃以後の小麦価格の動向など

ハーパー政権がCWBの権限撤廃の法律を制定した2011年末は、小麦の国際需給はそれまでの過剰から逼迫基調に転じていた。10年にはロシア、ウクライナの干魃による小麦減収に加えて、11年の春季にはカナダ西部は大雨による洪水に襲われ、小麦生産は大幅に減収した⁵⁵⁾。これによって、小麦の国際価格は上昇に転じた。さらに、CWBの権限撤廃が発効する12年には、アメリカの小麦収穫量が干魃の影響で減少し、小麦の国際価格はさらに上昇を続けた⁵⁶⁾。

一方、12年度にはカナダの小麦生産は豊作に恵まれ、豊作と価格上昇との相乗効果にもとづいてCWBの権限が撤廃された年度を通して、小麦農場は高収益を計上できた。小麦価格の上昇によって、小麦生産者はCWBの権限撤廃の影響をとくに意識することはなかった。翌13年産の小麦価格も相対的に堅調で推移した。小麦の流通、取引の全面自由化と小麦農場の収益増大とはほぼ時期が一致した。ハーパー政権は、幸いにも小麦価格の上昇によってCWBの権限撤廃を正当化できたのである。

しかし、13年度には小麦は豊作の一方で、14年の冬期にカナダ西部は厳しい寒波に襲れた。それに加えて、次にみる鉄道会社の経営対応を主要因として、小麦輸送に大きな支障が生じた。小麦を積載した貨車が線路上で立ち往生し、穀物会社が経営する内陸部のエレベーターはトラックで搬送された穀物を一時的に受け入れられない事態に陥った。一方、14年度には小麦の国際需給基調は

13年度までの逼迫から大幅な緩和に転じ、14年産のカナダの平均小麦価格は対前年比で10%も下落した。これに、播種期の大雨と9月の降雪が影響し、14年のカナダの小麦生産は大幅に減少した。価格下落と減収の二重の打撃を、小麦生産者は被むることになったのである。

不作ゆえに、前年度と対照的にエレベーターへの搬入は円滑に進んだものの、小麦価格の下落のなかで穀物会社が提示する価格条件を不満とし、生産者はトラックに小麦を積載していくつかのエレベーターを巡回し、価格交渉を余儀なくされた⁵⁷⁾。不作のなかでの価格下落に直面して、穀物会社に対する生産者の価格交渉力の弱さが、あらためて意識されたのである。この価格動向のなかで、輸出版売の独占権を有していたCWBの価格設定方式を評価する動きも、一部では生じている。

そして、14、15年度と連年の小麦価格の下落のなかで、市場での自由取引とCWBによる流通管理が維持される場合の、生産者手取り価格の差異を計量的に評価する研究も出されるようになった⁵⁸⁾。小麦生産者も、小麦価格の設定におよぼすCWBの役割に、その権限剥奪のほぼ3年後の小麦価格の低迷のなかで、改めて関心を強めている。

(2) 新たな穀物の鉄道輸送問題の発生

カナダの穀物流通と鉄道の穀物輸送は密接に相関し、鉄道の穀物輸送への政府助成の廃止、鉄道経営の自由化が小麦プールの事業基盤を掘り崩したことは、すでに指摘した。連邦政府の鉄道の穀物輸送への補助金廃止以降も、2大鉄道会社のCNR、CPRとCWB、および政府の間で、輸送運賃の規制、穀物輸送用の貨車配分などをめぐる三者間協議が続けられてきた。それは、審議会を設置を通してのものであり、鉄道運賃の上限設定、穀物輸送用の貨車の配分・割当のルール化を中心としていた。

この協議を通して、2000年代前半までは鉄道会社による円滑な穀物輸送体制は一応保障されていた⁵⁹⁾。しかし、2大鉄道会社の経営悪化のなかで、鉄道会社の穀物輸送の自由化は徐々に強められ、運賃の上限規制は大幅に緩和された。また、穀物用貨車の配分・割当に関しても、鉄道会社の裁量権は徐々に拡大された。

鉄道経営の自由化は、06年以降のハーパー保守党政権のもとでさらに進展した。そのうえに、CNR、CPRのいずれもが経営不振に陥るなかで、両社の株式の大半がアメリカ系資本によって買収されるようになった。カナダの2大鉄道会社は、事実上、アメリカ系資本によって支配され、それとともに従業員の大量解雇を中心とする鉄道経営の合理化が本格的に開始されたのである。これに対し、鉄道従業員はストライキで対抗した。この結果、穀物輸送にも大きな影響が生じたのである。

とくに、13年産穀物は豊作であったため、大量の穀物輸送が必要とされた。そのなかでのストライキの発生は、鉄道の穀物輸送を事実上、麻痺状態に陥れた。穀物輸送の鉄道貨車は何週間もバンクーヴァーに到着せず、港湾のターミナルエレベーターに輸出用小麦も搬入されず、港での輸送用船舶の長期停泊も余儀なくされた⁶⁰⁾。14年初頭の穀物の大量滞貨は、さきに簡単に指摘した寒波襲来の影響もあったが、鉄道会社の経営対応に基本的に起因するものである⁶¹⁾。

輸出版売の独占権をCWBが保持していた時期には、穀物輸送用の鉄道貨車の手配・割当へのCWBの関与は、制度として定着していた。しかし、その三者間協議もCWBの解体によって失効した。小麦生産者および穀物会社は、円滑な穀物輸送のために鉄道貨車の手配・割当を政府に要請する以外の方策を失ったのである。

一方、鉄道会社は収益性が高いエネルギー関連の資源・鉱物の輸送を優先するようになった。そのことが、穀物の鉄道輸送にとっての大きな障害となった。このなかで、ハーパー政権も穀物輸送の公益性を重視し、14年には穀物輸送に積極的に取り組まない鉄道会社への罰金制度を導入した。しかし、新自由主義政策の推進のもとでは、罰金措置のハードルは次第に引き下げられた。政府の罰金制度は、鉄道会社による円滑な穀物輸送にとっての有効な措置とはみなされていない⁶²⁾。

以上のように、CWBの解体は鉄道の穀物輸送に関する新たな問題を発生させた。地理的条件によって穀物流通に鉄道輸送が重要な役割を果たすカナダでは、穀物の鉄道輸送に支障が生じれば、小麦の輸出条件にも直ちに大きな影響を与える。この結果、CWBの解体は鉄道の穀物輸送ルートを中心に、輸送方法にも変化をおよぼす可能性を有している。

その一つは、輸送コストの安価な国境を越えてのアメリカへのトラック輸送、および五大湖を経由するアメリカへの穀物搬送の動きである。12年の権限剥奪以降、CWB社は東部の穀物取引を重視し、サンダーベイや五大湖経由の穀物輸送を増大させた。もっとも、このような輸送ルートの変更はアメリカへの小麦輸出を増大させ、アメリカとの小麦貿易紛争を再燃させる可能性を内在させる⁶³⁾。2000年代初頭までの米加間の小麦貿易紛争は、CWBの穀物の流通管理を主要な争点としていた。しかし、皮肉なことにCWBの解体は新たな米加間の小麦貿易紛争を派生させる可能性を秘めている。

鉄道の穀物輸送問題は、穀作農場および穀物会社のそれぞれにとって重要な経営問題でもある。それだけに、2大鉄道会社の穀物輸送に関与していたCWBの役割の重要性が、その地域経済に有した意義を含めて⁶⁴⁾、あらためて浮上している。

(3) カナダ国内の穀物流通業界の再編

グレンコア社によるヴィテラ社の買収、バンゲ社などの主導によるCWBのG-3への組織再編は、穀物業界の国際的再編の重要な一局面をなした。それ以上に、カナダ国内の流通業界の再編を生み出すものであり、それと関連する新たな動きが見出される。ここでは、07年のヴィテラ社の組織化および15年のCWBのG-3への組織再編のそれぞれの時点の、主要穀物企業が経営するカナダ国内のプライマリーエレベーターの保管能力を比較し、そこに見出される特徴を指摘しておこう。

07年のヴィテラ社の生誕は、カナダ国内で事業を展開するカーギル、ドレヒューズ、バンゲ社など、いわゆる多国籍穀物メジャーの穀物集出荷事業にほとんど影響をおよぼしていない⁶⁵⁾。一方で、R. パイオニア社を中心にカナダ国内の穀物流通企業の事業を拡大させる大きな機会となった。サスカチュワン小麦プールなどが経営していた各種エレベーターの一部が国内の穀物流通企業に売却されたからである。

グレンコア社によるヴィテラ社買収、およびCWBの流通管理権限の廃止も同様な動きを生み出している。しかも、その動きはよりダイナミックなものである。ヴィテラ社の組織化は、主として3大小麦プールから継承された資産およ

び事業構成の再編をともなった。独禁法の適用との関係で、ヴィテラ社は既存のエレベーターを含む農産品加工、農業資材関連のアグリビジネス事業を売却、整理し、そのことが国内の穀物関連企業の事業拡大につながったのである⁶⁶⁾。

これに対し、CWBの流通管理権限の撤廃はカナダ国内の穀物流通事業にとって新たな機会を拓いた。穀物流通業界への新規参入の誘因を高め、これを契機にカナダ国内の穀物流通企業による事業拡大の動きを強めたからである。それを代表するのは、パターソン・グレイン社、およびパリッシュ社によるそれぞれの穀物事業の急速な拡大である⁶⁷⁾。前者はサンダーベイを中心に穀物輸送、エレベーター事業に関与してきた。それが、05年に現在の会社名に変更し、農民への融資、種子・投入財の販売、穀物輸送、製粉に事業を拡大させ、垂直統合的なアグリビジネス事業を展開するようになった。最近の10年間弱の売上高は10倍に増大し、CWBの解体は垂直的なアグリビジネス事業をさらに発展させる機会となっている。

もう一つのパリッシュ社はウイニペッグに本社を有し、カナダ中央部を中心に事業を積極的に拡大している。それは、CWBの権限撤廃と時期を一致するエレベーターの積極的な買収に示される。その一例は、オンタリオ州の一大ターミナルエレベーター会社の敵対的買収である⁶⁸⁾。上記2社は、エレベーターの買収をさらに積極的に進めつつある。この結果、2015年4月時点のカナダ国内のプライマリーエレベーターの保管・貯蔵能力全体に占める、パターソン、パリッシュのシェアはそれぞれ8.3%、9.2%に上昇している。それぞれのシェアはCWBを承継するG-3を上回っている（表3）

上記2社のエレベーターの保管能力は07年末には表示されていない。それゆえに、CWBの権限撤廃にともなう2010年代以降の両社の事業拡大は注目に値する。カナダの有力紙は、「大部分のカナダの穀物会社は競争によって淘汰され、現在は数業者が生き残りをかけて市場競争を展開している。最大業者はウイニペッグを拠点とするR.パイオニア社、次いでスイスに本社を置くグレンコア社、さらにカーギル、パターソン・グレイン、次いで、パリッシュハイムベッカー、CWBの順である。CWBはかつての縮小した姿で営業を続けている」⁶⁹⁾、と報じている。

この新聞報道は、ヴィテラ社の組織化とその売却、およびCWBの解体による

表3 企業別のプライマリーエレベータ数、貯蔵・保管能力（単位：1000トン）

(())は貯蔵・保管能力に占める各社の割合)

	エレベーター数		貯蔵・保管能力	
	2007年末	2015年4月	2007年末	2015年4月
Viterra	102	70	1,881 (35.7)	1,852 (26.4)
R.Pioneer	63	60	865 (16.4)	1,480 (21.1)
Paterson Grain	37	28	325 (6.2)	584 (8.3)
Parrish&Heimbecker		20		650 (9.2)
G-3 Canada		11		258 (3.7)
Cargill	43	27	712 (13.5)	700 (10.0)
L. Dreyfus	10	10	345 (6.5)	377 (5.4)
Bunge Canada	2	2	58 (1.1)	57 (0.8)
ADM	2	2	30 (0.6)	30 (0.4)
その他	77	107	1,052 (20.0)	1,010 (14.7)
全体	336	337	5,268 (100.0)	6,998 (100.0)

出所：Canadian Grain Commission, Grain Elevators in Canadaなど

なお、このプライマリーエレベータはブリティッシュ・コロンビアを含む西部平原三州に限定したものである。

事業機会を最大限に活用するのはR.パイオニア社を中心に、パターソン、パリスュを加えた国内3社であるとする。それにとまって、カナダ国内の穀物流通業界の事業構成はほぼ定まってきた、と評価している。ただし、グレンコア社、バンゲ社のそれぞれが主導するカナダ国内の穀物流通業界の再編はいずれも最近時のことである。その影響は、現時点では即断できない。この報道はバンゲ社などによるCWB社のG-3への組織再編の直前のものだからである。

多国籍穀物メジャーの事業展開を含めて、カナダ国内の穀物流通業界の再編はいまだ進行中とみるのが妥当であろう⁷⁰⁾。それは、1989年のオーストラリアでのAWBの民営化、および2011年のその組織解体以降も、オーストラリア国内の穀物流通業界の再編が、国際的な業界再編と連動して続いている事実にも明らかである。

II その他の穀物業界の国際的再編をめぐる新たな動き

2010年代半ばの現在、CWBのG-3への組織再編、グレンコア社によるヴィテラ社の買収など以外にも、穀物流通業界の国際再編に関するいくつかの注目される動きが見出される。表4は、2010～14年の穀物関連企業をめぐる主要な買収

表 4 主要穀物流通企業による企業買収（買収額の単位は1億ドル）

買収発表の日時	被買収企業	買収企業	買収額
2009年 5 月	ABB 社	Viterra Inc	12
2010年12月	AWB	Cargill Inc.	9
12年 3 月	Viterra	Glencore Int's PLC	55
12年 5 月	Gavilon Group LLC	Marubeni Corp.	27
14年 2 月	Nidera(51%)	Cofco.Corp	12
14年 4 月	Noble Corp.(51%)	Cofco.Corp	15
15年	CWB社	SALIC, Bunge Corp	2.5

出展：The Wall Street Journal：，204, Feb. 28による。2014年 4 月、2015年 5 月に
 関しては、その他の新聞報道による。

の事例を示している。そこには、カナダ、オーストラリアの穀物流通システム
 の変化と関連するものが中心をなすが、それ以外に、日本の丸紅、中国の中糧
 集団による 2 件も見出される。

ここでは、この 2 件に加えて 3 大穀物メジャーが業界再編にいかに関与して
 いるか、この三つのケースを取り上げる。前二者には、最近の穀物業界の国際
 的再編に関わる一つの特徴が見出される。後者の 3 大穀物メジャーの業界再編
 への関与は、穀物メジャーの事業展開と穀物業界の国際再編はいかに関係する
 かを明らかにするうえからも要請されるであろう。

1 丸紅株式会社によるガビロン社の買収

(1) 丸紅の穀物取引事業の概要

日本の総合商社のなかでは、丸紅が穀物・油糧種子の国際取引・貿易分野
 の事業展開に最も積極的に取り組んでいる⁷¹⁾。それは、1978年に当時の穀物メ
 ジャーの一角をなし、倒産に追い込まれたクック社のアメリカ西海岸の輸出向
 けターミナルエレベーターをいち早く買収した歴史に遡る⁷²⁾。これを完全子会
 社に組み入れ、そこを中心に丸紅は穀物貿易の拡大に努めてきた。なかでも、
 近年の丸紅の中国向け大豆輸出の拡大は注目される。このように、以下に紹介
 する2012年のガビロン社の買収の発表までに、丸紅の穀物関連事業は着実に拡
 大を遂げてきたのである。

ガビロン社を買収する直前の2012年までに、丸紅の穀物・油糧種子などの取

引量は2,500万トンに達していた。このうえに、12年5月にアメリカの有力穀物流通企業のガピロン社を、丸紅は36億ドルで買収することを発表した。これは、日本の穀物業界にとどまらない、国際的にも大きなニュースであった。ガピロン社は、アメリカを拠点とする一大穀物企業に位置する。穀物を中心に主要農産品の取引数量は3000万トンを優に越え、アメリカに140を超える穀物エレベーターを保有、経営していた。それ以外に、ブラジル、オーストラリア、ウクライナなどの穀物・油糧種子の主要生産諸国でも穀物などの取引事業を展開している。

ガピロン社の買収により、13年末の丸紅の穀物などの取扱量は5,500万トンを超えたとされる。その主要農産品の取引量はグレンコア社を上回り⁷³⁾、取引量の水準からすると、世界でも4位あるいは5位の地位に位置することになる。さらに2014年9月に、丸紅はアメリカのワシントン州の輸出積出港に立地するADM社が合併で経営する穀物輸出企業も買収した。このように、丸紅はアメリカ西海岸を拠点に農産品輸出の拡大を続けている⁷⁴⁾。

ガピロン社の買収により、丸紅の世界の農産品貿易、とくに中国向け大豆輸出の地位がいかに高まったかに関しては、ガピロン社の買収に際して中国政府が条件を付けたことにも示される。それは、ガピロン社の買収を通して丸紅が中国向け大豆輸出の最大企業となったことにもなっている。中国の認可条件は、ガピロン社と丸紅の中国向け大豆輸出に関しては、両者の談合を禁止するというものである。それを条件として、中国政府は丸紅によるガピロン社の買収を認可したのである⁷⁵⁾。

このことは、ガピロン社の買収を通して穀物・油糧種子の国際取引では、丸紅が世界有数の企業の地位に就いたことを意味する。また、穀物業界の近年の国際的再編の特徴がガピロン社買収の経緯に明らかにされる点でも注目される。それは、アメリカでも有数の穀物関連企業の所有権（所有主体の企業）がいかなる変遷をたどって丸紅に売却されるにいったか、その経緯、事情のなかにも具体的に示される。

(2) ガピロン社の歴史とその売却の経緯

ガピロン社の歴史をごく簡単にたどると、1874年にアイオワ州の小さな町

で年少期から行商に励んだピィヴェー氏によって、F.H. ピーヴェイ（Peavey & Company）社は設立された⁷⁶⁾。それがガビロン社の起源である。同社は、1890年代に五大湖での湖上輸送事業にも進出し、1900年代初頭にはアメリカ最初のコンクリート製の大規模なターミナルエレベーターを建設し、アメリカ有数の穀物流通企業の地位を確立するにいたった⁷⁷⁾。その後も順調に事業拡大を続け、1962年に社名をピィヴェー（Peavey Company）社と変更した時点では、穀物取引と小麦製粉とを統合するアメリカ最大の穀物関連企業の一つに成長していた。73年に株式を公開して株式会社に組織を転換し、公開会社のなかではアメリカ最大の穀物流通企業の地位についた。しかし、食品分野でM&Aを駆使して急成長を続けるコナグラ社に82年に買収され、その子会社グループに編入された。80年代以降のアメリカの食品分野でのM&Aによる企業再編の激化のなかで、100年余の歴史を有したピィヴェー社の社名も消失したのである。

ピィヴェー社の買収によって、コナグラ社は一時的にアメリカ最大の製粉企業の一つになった⁷⁸⁾。しかし、M&Aを繰り返すコナグラ社は財務問題を抱え、加工食品分野に事業を集中するために、08年に穀物関連の子会社グループを投資グループに売却処分した。この売却の結果、ピィヴェー社に遡るコナグラ社の穀物関連の子会社グループは、投資ファンド3社⁷⁹⁾の所有に帰した。

しかし、穀物関連の事業体自体は、コナグラ社が親会社であった時と同様に継続している。投資ファンドは売買差益による投資収益源として穀物関連事業体を所有した。それゆえに、その事業体の経営（事業）と所有とは完全に分離されることになった⁸⁰⁾。このような経緯のなかで、ガビロン社を共同所有するファンドは、その事業の購入相手先をすぐに募ることになったのである。

ガビロン社の売却公募に最高値を付け、2012年に36億ドルで落札したのが丸紅である。さらに中国政府などとの折衝などを経て13年に丸紅によるガビロン社の買収手続きは完了した。ガビロン社は、その株式の100%を丸紅が所有する完全子会社として丸紅の穀物関連事業の傘下に組み入れられた。当初、発表された丸紅の36億ドルの買値は、ガビロン社のエネルギー関連事業を買収対象から外したことによって26億ドルに減額された。それでも、丸紅の落札額はガビロン社の現実の企業価値を10億ドル以上上回るとされ、企業価値を上回る高い「暖簾」代を支払ったことになる。丸紅は、ガビロン社の買収によって財務

面では多額の損失を計上したのである。

(3) 丸紅の穀物事業の構成

コロンビア・グレイン社、さらには最近のガビロン社の買収を通して、丸紅はアメリカの有力穀物流通企業を完全子会社として所有し、その傘下に組み入れた。しかし、この子会社の海外現地事業に丸紅はほとんど関与していない。現地では、各々の子会社はほぼ自由裁量で穀物取引事業を展開する。これは、ピィヴェー社がコナグラ社、ついで投資ファンドによって買収された際にも基本的に同じであった。

こうした子会社をめぐる経営方式は、丸紅にも引き継がれている。資金面および経営陣の一部の人事を除いて、丸紅は子会社の現地事業に関与せず、現地事業で生じる様々な問題は子会社の自己責任によって処理される。現地の事情に疎い本社の介入は現地事業に混乱を生じ、子会社の効率的な経営を損ねるからである。丸紅本社は、子会社の経営陣と親密な人的関係を保持し、経営に関わる情報共有に努めるものの、現地事業は子会社に任せることを基本方針としている。

この子会社の穀物事業とは別に、丸紅本社も穀物部を主体に穀物などの農産品の国際貿易事業を展開している。それは、子会社の現地事業との協力体制のもとづくことが一つの特徴である。本社の穀物事業は、輸出用農産品の調達先として最大限、子会社を活用している。

例えば、小麦はコロンビア・グレイン社を、大豆などはガビロン社をそれぞれに主要調達先とし、そこから調達した農産品を輸出・販売する事業パターンである。海外の有力穀物企業を子会社に組み入れた結果、本社の穀物事業は農産品調達をより効率的かつ安定的に遂行しうようになった。このことが、海外の有力穀物企業を買収した丸紅本社穀物部の穀物事業の最大のメリットとみられる。

それゆえ、丸紅の穀物事業は、海外の穀物有力企業の完全子会社化による穀物事業、およびその子会社を主要調達先として活用する本社の穀物事業、このような二層の事業構造をなしている。ここに、丸紅の穀物事業の特質を見出すことができる⁸¹⁾。

2 中国の中糧集団によるニデラ社およびノーブルの 穀物部門の買収

(1) 中糧集団の食糧関連事業

中糧集団は、中国の食糧流通事業を担う一大国有企業であり、欧米を中心に海外ではコフコス(COFCO)社と呼ばれる⁸²⁾。中糧集団の食糧流通事業は、中国政府の食料・農業政策と密接に結びついている。このことが一つの特徴である。例えば、中国備蓄食糧管理総公司の委託を受けて、最低買付価格による食糧買付や、備蓄在庫保有などの食料流通業務にも関わっている⁸³⁾。とくに、中国の主要穀物や油糧種子などの貿易業務を中心に、ほぼ全ての食糧品目に関わる流通関連事業を展開している。

中国国内の主要穀物などの流通量がいかに膨大か、この事実によるだけでも中糧集団の事業規模の大きさ、および中国の食料供給に果たすその役割の重要性を推察できる⁸⁴⁾。このように中糧集団の事業動向は、中国国内の主要穀物の需給および価格動向と密接に関係するものである。中国は1980年代初頭までに、主要食用穀物の小麦、米の国内自給を達成し、それらの生産量と消費量はほぼ拮抗している。この結果、1990年代初頭以降、中国の米、小麦の貿易量、とくにその輸入量は国内生産量のごく小さな割合にとどまる。同様な事情は、トウモロコシにも該当する。

一方で、中国の畜産物や食用油の消費量は大幅に拡大し続けている。このことを背景に、1990年代末以降、中国の大豆輸入は周知のように著増している。また、90年代末から2000年代初頭に一時的に増加し、それ以降減少に転じたトウモロコシの輸入量も2010年代には再び増加している。

このような大豆輸入の急増やトウモロコシ輸入にともなう貿易業務は穀物メジャーや丸紅などの日本の総合商社に全面的に依存し、海外での穀物などの調達業務には中国企業は関与しなかった。各種農産品の輸入受入業務とその国内流通業務を中糧集団が主として担ってきたのである。それは、中国の建国以降、主要食料農産物の輸入業務は中糧集団の独占分野とされてきたことに由来する。

ただし、2008年の世界的な食料危機を契機に、農産品の調達を中心とする主要貿易業務を外資に全面的に依存することへの反省が中国政府内で急速に高まるようになった。その背景には、中国国内の食料消費水準の高度化、それを支える大豆を中心とする各種農産品の輸入増大がある。それとともに、中糧集団の農産品輸入業務を拡大させる動きが強まったのである。たんなる輸入受入業務にととまらず、海外主要輸出諸国での農産品調達、および農産品のロジステック機能を含む貿易事業領域の拡大が求められた。その結果が、2014年の中糧集団による海外の有力な穀物貿易企業のを相次ぐ買収である。

(2) 中糧集団によるニデラ社およびノーブル社の穀物部門の買収

中糧集団は、2014年2月にニデラ社、ついで4月にノーブルの穀物部門を買収することを相次いでを発表した⁸⁵⁾。このうち、ニデラ社は穀物貿易を中心に種子、肥料などの農業資材関連のアグリビジネスを展開する多国籍アグリビジネス企業である。同社は1920年にオランダで設立された。その際に、穀物貿易事業を行うオランダ、東インド、ドイツ、イギリス、ロシア、アルゼンチンの国名のイニシアルを社名にしたのである。

企業設立の経緯に示されるように、ニデラ社の穀物事業の主要地域はオランダなどの西欧およびロシア、ウクライナなどの東欧諸国である。また、アルゼンチンなどの南米も穀物などの重要な調達地域としている。2015年現在、18ヶ国で調達した穀物を世界の60ヶ国以上に輸出し、年間穀物取引量は2000万トン前後と推定される。農産品の主要調達国ではターミナルエレベーターの経営に加えて、穀物・油糧種子の現地調達、その加工・輸出、および輸出相手国での流通事業にも関与する主要農産品に関するサプライチェーン的な企業でもある。

ニデラ社の従業員数は、主要農産品の調達相手諸国の20ヶ国を中心に3,800人を数え、総資産額は40億ドル前後と推定される。このニデラ社の株式の51%を買い取ることを、中糧集団は発表したのである。ただし、その買収条件は公表されていない。この買収を通して、始めて中糧集団は南アメリカからの穀物、大豆を直接の輸入が可能となった。中糧集団は、大豆搾油、製粉、豚の繁殖を含む食品関係の川下事業をすでに展開するが、その事業拡大にも寄与するとみ

られる。

ニデラ社の買収以上に大きな話題となったのは、ノーブル社の農産品部門の買収である。ノーブル社は1986年に香港で設立され、97年にシンガポールの株式市場で株式を公開した、エネルギー・鉱物・農産品の国際取引を中心に短期間に急成長を遂げた持株会社である。事業および企業経営の外形的な特徴からすると、グレンコア社と極めて類似する企業である⁸⁶⁾。

ノーブル社の農産品部門は、1990年代まで穀物メジャーと呼ばれたアンドレー社の農産品取引事業を継承し、南米を主要な事業拠点としている。農産品取引だけでなく、油糧種子の搾油、砂糖黍の搾汁などの農産品加工事業も展開する。ノーブル社の売上高に占める農産品事業の割合は2014年に21%である。同社の事業に占める農産品事業の比重はさほど高くはない。しかし、数字を手しうる09年の農産品部門の売上高は74億ドルに達し、2010年代の売上高はさらに増加を続けているとみられる⁸⁷⁾。

中糧集団によるノーブル社の買収は、中国の厚朴投資管理会社との共同出資によるものである。ノーブル社の農産品部門の株式の過半を15億ドルで取得することになる。ただし、その買収条件の詳細は、ニデラ社の買収の場合と同様に公表されていない。

(3) ニデラ社およびノーブル社の農産品部門買収の影響とその意義

2014年の、ニデラ社およびノーブル社の農産品部門の相次ぐ買収を通して、穀物を中心に主要農産品の国際貿易における中糧集団の地位は急速に高まると予想される。両社の買収を通して、中糧集団は農産品の輸入と同時に輸出事業にも進出するようになった。その動きは、主要生産諸国での買付け、調達を通して、2010年代後半以降の主要農産品の国際貿易に少なからざる影響をおよぼすとみられる。

と同時に、中糧集団による農産品輸出事業の拡大は、中国の食糧政策、なかでも中国の食糧安全保障にとって重要な意義を有するものである。中国では主要食料穀物の米、小麦の自給化政策を堅持する一方で、食料消費水準の高度化に対応しうる食料政策の重要性が高まっている⁸⁸⁾。異常気象の頻発、農地資源の制約の強まりのなかで、食料消費水準の高度化を追求し、同時に食料の安定

供給を図ることは中国社会の安定化のための必須の政策課題である。

ニデラ社、ノーブル社の農産部門の買収により、中糧集団は南米、ロシアの主要穀物生産地域との取引アクセスが可能となる。両社が有する農産品のサプライチェーンとしてのロジステック機能を中心とする管理・調達システムは、中糧集団の現存の物流・処理・流通網を拡充、構築するうえから重要とされる。2014年の中糧集団による相次ぐ農産品取引・流通企業の大型買収は、中国の食料政策と密接に関連しつつ農産品の国際市場における中国のプレゼンスを高めるものでもある。

3 3大穀物メジャーの穀物流通業界の再編への関与

カーギル、ADM、バンゲの3大穀物メジャーは、いずれも穀物を中心に主要農産品貿易を事業の中心に位置づけている。このため、AWBの民営化、CWBの解体などを契機とする穀物業界の国際再編のいずれにも、3大穀物メジャーは関与している。ただし、その関与は3社ごとに相違する。これは、3社の企業経営、事業展開のそれぞれの特質と関わることである。3大穀物メジャーの農産品の調達、貿易および加工事業は多分野におよぶゆえに、その全体的な動向の把握は困難である。ここでは、3大穀物メジャーが最近の業界再編にいかに関わっているか、その特徴的な動きだけを指摘しておこう。

(1) カーギル社のAWBの買収など

カーギル社は、オーストラリアのAWBの民営化、株式会社化に積極的に対応している。AWBが株式会社に組織再編されると、カーギル社はAWBの買収に直ちに着手した。そして、2010年に9000万ドルでその買収を完了した。AWBの買収は、カーギル社による単独のものではない。カナダの農業関連企業のAgrium社とAWBの事業を分割して買収したものである。この際に、AWBが民営化後に取得したランドマーク社の肥料事業の継承も、カーギル社のAWBの買収目的の一つである。

AWBの買収を通して、カーギル社はオーストラリアでの小麦輸出の地歩を築き、オーストラリアの小麦輸出ではCBH、Grain Corpに次ぐシェアを有するに

いたった。対照的に、カナダの穀物流通の自由化のなかでは、カーギル社はとくに目立った動きを示していない。これは、カナダにおける穀物集出荷事業でカーギル社はすでにグレンコア、R. パイオニア社に次ぐ第3位の地位を占めること、ヴィテラ社売却に際してのエレベーターなどの売却相手先はカナダの国内企業が優先されたこと、などによっている。

もっとも、カーギル社はカナダとアメリカの両国で小麦製粉事業を展開し、アメリカでの製粉事業はカナダからの小麦輸入に依存している⁸⁹⁾。アメリカの製粉事業は農協系のCHS社との合併事業が主体であり⁹⁰⁾、カーギル社のカナダでの小麦の調達、輸出は、アメリカの製粉事業との事業統合を深化させるものでもある。

カーギル社の農産品流通事業の一つの特質は、農産品の調達・貿易事業と農産品加工事業との事業統合化に求められる。このことは、主要農産品の調達、貿易と相互関連しつつ、川中の農産品加工事業に同社が早期に進出してきたことを背景としている。

(2) ADM社のGrain Corpの買収の動きなど

ADM社も、オーストラリアの穀物流通の自由化に積極的に対応している。例えば、ADM社が資本の80%を所有するトゥファー (Toepfer) 社は、ヨーロッパ、とくにロシア、東欧諸国、およびアルゼンチンなどの南米を主要事業地域とする世界有数の穀物貿易業者である。ADM社の穀物事業に占めるトゥファー社の比重は高く、穀物貿易分野におけるADM社の有力子会社に位置する⁹¹⁾。そのトゥファー社は、2000年代半ばにオーストラリアの有力穀物企業のElder社の株式を購入し、オーストラリアの小麦輸出に進出している。

そのうえで、ADM社は2010年代初頭にGrain Corpの買収に乗り出した。ADM社のGrain Corpを買収する動きは、2010年代初頭の穀物流通業界をめぐる最大の話題の一つとなった。しかし、オーストラリアの穀物輸出で2位のシェアを有するGrain Corpに対するADM社のM&Aの試みは、海外企業による穀物流通業の支配を懸念するオーストラリア政府の介入によって、結局、挫折した⁹²⁾。しかし、失敗に帰したものの、ADM社によるGrain Corp買収の試みは、国際的な穀物関連事業の拡大に向けるADM社の強い意欲を示すものである。

一方、カナダでの穀物流通の自由化に対しては、ADM社はカーギル社と同様にほとんど何らの動きもみせていない。ADM社は、アメリカの最大の製粉業者であり、カナダの小麦製粉業でも有数の地位を占めている⁹³⁾。にもかかわらず、カナダでの小麦の調達、流通事業をとくに拡大する気配はない。カナダのプライマリーエレベーターの保管貯蔵能力に占めるADMのシェアはわずかに1%未満にとどまる。同社のカナダでのエレベーター経営は、カナダの小麦製粉業向けの保管、搬入を目的としている。

また、ADM社が高い比重を占めるアメリカの小麦製粉事業では、原料としてはカナダ産小麦をほとんど使用していない。それは、アメリカの製粉業で製造する同社の小麦粉の仕様にもとづいている⁹⁴⁾。同社のアメリカの製粉事業は、原料を安価に抑えることに重点を置いている。製造される製粉はその仕様にもとづいた市場向けを中心としている。そのことが、カナダの小麦流通事業に同社が積極的に進出しない背景をなしている。

このようにカーギル社と同様に、ADM社も農産品加工事業を中心に位置づけ、それにもとづいて農産品の調達、貿易事業もそれとの関連性を重視している。そのことが、ADM社のカナダでの穀物流通事業にも示される。

(3) バング社などによるG-3の組織化

3大穀物メジャーのなかで、CWBによる流通管理権限の廃止とその組織再編に最も積極的に関与するのはバング社である。すでに指摘したように、2015年にサウジアラビアの農畜産品関連の投資ファンドと共同で、民営化直前のCWB社の株式の過半を買収した。バング社と、サウジアラビアの国家ファンドは、CWBがそれまでに構築したカナダ西部の穀物取引網の遺産を活用し、カナダの穀物流通事業に積極的に進出しつつある。

バング社は、すでにケベック州にターミナルエレベーターを建設し、そこを拠点にカナダでの穀物流通事業に参入してきた⁹⁵⁾。G-3の組織化を通して、バング社は既存のカナダの物流施設も活用して、カナダでの穀物調達、輸出事業の拡大を図るとみられる。それは、流通管理権限の喪失後にCWB社がサンダーベイ、湖上輸送を中心にカナダ東部の穀物流通事業に一つの活路を求めた動きとも整合している。

すでに別稿で明らかにしたように、バンゲ社の農産品事業はブラジル、アルゼンチンの南米を中心とし、穀物取引事業のさらなる拡大を追求するなかでアメリカに進出した⁹⁶⁾。現在、アメリカは南米とともに当社の主要な事業拠点をなしている。アメリカへの本社移転も、北米事業を重視する一環である。バンゲ社などが主導するCWB社のG-3の組織化は、北米の事業拡大を追求するバンゲ社の事業発展の経路に沿っている。そのことを通して、穀物業界の国際再編の一翼を担うと考えられる。

以上、オーストラリアおよびカナダのそれぞれの穀物流通の自由化に、3大穀物メジャーがいかに対応、関与したか、その特徴的な動きを簡単に整理した。そこでは、3社のそれぞれの独自の経営戦略にもとづく動きがみられ、そのことが穀物業界の国際再編の一部をなしている。

3大穀物メジャーは、穀物などの主要農産品の国際取引事業を中心に位置づけつつも、各々の事業全体のなかでは農産品加工事業の比重を一様に高めてきた。とくに1980年代以降、農産品加工による各種食品原料・加工食品の製造事業を拡大し、主要農産品の調達・取引と連関させつつ食品分野までの垂直統合的な事業展開一川上から川下までの農産品・食品のサプライチェーンとしての一を海外事業への進出と結びつけてきた。このことが、3大穀物メジャーに共通する事業展開の特徴である。海外事業は、当初は、北米、西欧などの先進諸国を中心としたが、90年代後半以降には経済成長地域の中国、インド、さらにロシア・東欧などに重点を置いている。

以上の事業展開パターンは、3大穀物メジャーに共通する。しかし、3社が比較優位を有する農産品・食品の国際取引および農産品加工製造分野には、それぞれの独自性も見出される。そのことが、共通な事業展開のパターンをとりつつも、各々の事業展開、企業経営の独自性を形成し、3社のそれぞれの企業経営の内実を構成する。3大穀物メジャーのオーストラリア、カナダでの穀物流通の自由化に際しての各社ごとの対応にも、各々の事業展開の独自性、特質性が反映されている。

お わ り に

本稿は、CWBの解体に帰結する、カナダの穀物流通システムの抜本的な変容、およびそれに関わる諸条件の考察、検討を主題としている。併せて、カナダの穀物流通システムの変化が業界再編にいかに関与したか、などを中心に穀物業界の国際再編の新たな動きを追跡、整理することを試みた。

すでに2000年代初頭までに、CWBの穀物流通管理を支えていた西部平原三州の小麦プールの穀物流通事業は、協同組合主義の実質的機能を喪失していた。加えて、各種小麦プールを統合するヴィテラ社の組織化とその売却は、カナダの穀物流通の自由化をさらに加速した。このうえに、2011年末のCWBの流通管理権限の廃止を定める法律が制定された。これによって、75年余におよんだカナダの穀物流通管理体制に完全な終止符が打たれたのである。2015年のCWB社のG-3への組織再編は、カナダの穀物流通構造の変容にともなう穀物流通業界の新たな国際再編の一部に位置づけられる。

CWBの解体にいたるカナダの穀物流通管理の廃止は、2006年に政権を掌握したハーパー保守党政府の急進的な新自由主義政策が直接的な原因をなしている。だが、1990年代以降の経緯にもとづくと、その流通システムの変容には、小麦プールの事業基盤をなす支線沿線のプライマリーエレベーターの急速な淘汰、それを導いた鉄道経営の自由化の影響がとくに大きい。

その背景は、1994年に発効したNAFTA体制とも重なる新自由主義の潮流の高まり、そのカナダの政治・経済への波及である。このなかで、カナダ経済のアメリカ経済へのブランチ（支社）化が進展した。それは、アメリカ的な企業経営がカナダで支配的になることと同義でもある。カナダの穀物流通構造の抜本的な変容は、巨視的にはアメリカ主導のグローバル経済の深化の一齣に位置づけられる。

そのような巨視的な位置づけとともに、カナダの穀物流通システムの変化はカナダ農業の構造変化とも密接に関連している。この点にも留意する必要がある。カナダの小麦農場数は、絶えざる規模拡大をともなって減少を続け、その過程で資本集約的な大規模穀作経営が支配的となっている。大規模穀作農場は、市場動向に迅速に対応しようとするため、プール決算方式によるCWBの流通管

理を必ずしも歓迎しない。一方で、CWBに結集する中規模農場数は大幅に減少し、そのことがCWBの組織基盤の弱体化につながったのである。

と同時に、自由に市場出荷するカノーラの生産の急速な拡大に示される、カナダの西部平原地域での作物作付体系の大きな変化も影響している。このようにカナダの穀物流通の自由化には、1990年代以降の西部平原地域を中心とする農業構造の変化が基底条件をなしている。

こうした動きのうえに、1990年代以降のオーストラリアでのAWBの民営化に始まり、2012年のカナダでのCWBの穀物流通管理の権限撤廃によって、主要穀物輸出2ヵ国では、穀物の国家貿易は廃止された。世界の穀物取引に新たな条件が生み出され、それが穀物業界の国際再編につながっている。

もっとも、CWBの解体は、鉄道の穀物輸送に対するチェック機能、および生産者の小麦価格の交渉力のそれぞれを喪失させた。これは、まだ一部に意識される問題にとどまっている。しかし、これらの問題は、今後、さらに重大化する可能性も秘めている。CWBの解体を受容したカナダの小麦生産者は、これらの問題を「自由の代償」として今後も受容し続けるかどうか、そこにも関心を持たれるのである。

ところで、オーストラリア、カナダでの穀物流通の全面自由化は、多国籍穀物メジャーを中心とする海外の有力な穀物流通企業の両国の穀物取引における支配力の強化を意味しない。オーストラリアのAWBはカーギル社に買収されたものの、ADM社によるGrain Corp買収の動きは、オーストラリア政府によって阻止された。オーストラリアでは、国内の農協および農協系企業の穀物取引、流通事業に占める比重は依然として大きい。

また、カナダでも最大の穀物流通企業のヴィテラ社のグレンコア社による買収、CWBの穀物メジャーのバング社などによるG-3への組織再編にもかかわらず、カナダの穀物流通事業に占める国内主要企業のR. パイオニア社、パターソン社などの取引シェアは上昇を続けている。ヴィテラ社の組織化および売却に際して、独禁法や外国投資審査法にもとづいて、エレベーターなどの物流施設の一部が国内企業に優先して売却された結果である。そのことが、カナダ国内の主要穀物流通企業のシェア上昇を生み出している。新自由主義的な政策推進にもかかわらず、穀物取引の公益性ゆえに穀物の流通事業は国益に関わるとの認識

は両国政府では、ある程度共有されている。

しかし、カナダの穀物流通システムの変化が、穀物流通業界の大規模な国際再編の主要な動因をなすことも間違いない。エネルギー・穀物などの国際取引の新興企業のグレンコア社によるヴィテラ社の買収、穀物メジャーのバンゲ社のG-3の組織化は、その動きを端的に示している。それは、1990年代以前にはみられない穀物業界の国際的再編をめぐる新たな動きをとまなっている。このことは、次の2点に示される。

1 つは、中国の中糧集団による2014年のニデラ社およびノーブル社の穀物部門の買収、およびサウジアラビアの国家ファンドによるバンゲ社との合弁形態でのG-3の組織化である。これらは、いずれも食料輸入大国が海外の有力穀物流通企業を買収し、穀物など主要農産品の国際的な貿易事業に乗り出すものである。中国、サウジの食料輸入国による国内の食料の安定供給、あるいは将来の食料供給保障を求めるものである。両者の農産品流通事業への国際進出は、必ずしも同一の意図にもとづくものではないかもしれない。中糧集団による有力海外企業を買収は、農産品貿易のためのロジステック機能の構築、および同社が進める農産品加工事業、食品製造事業のそれぞれの拡充も目的とするからである。

ただし、中国、サウジの穀物など主要農産品の国際貿易事業への進出は、両国の食料政策と密接に関連し、将来の食料安全保障を視野に入れるものであることは間違いない。そのような食料輸入大国の主要農産品の国際貿易への進出は、穀物を中心に世界の主要農産品貿易に新たな取引条件を生み出す潜在力を有している。

2 つには、グレンコア社の設立経緯、丸紅が買収したガビロン社の所有権の移転に示されるように、穀物業界の国際的再編の一つの主役が投資ファンドに移りつつあることである。それは、中糧集団が穀物部門を買収したノーブル社にも該当する。ファンドに代表される投資グループは、その事業体の売買差額の取得を目的に当該事業体を買収し、所有する穀物事業体はM&Aの対象に位置づけられる。

そのことは、2000年代以降の穀物流通事業体の所有と経営の分離の一層の深化を意味する。これは、丸紅のガビロン社の買収ケースにも該当する。このよ

うな傾向は、2000年代以降、エネルギー・金属などの資源物資とともに、主要農産品の国際（先物）価格が投機的取引を通して形成され、その価格動向が短期的に変動し続けることにも関連する。投資グループは、穀物などの主要農産品の価格変動の穀物事業体の企業価値への連動性を評価し、それを一つの根拠にM&Aを実施する。いずれにせよ、穀物などの主要農産品の価格動向が投機的要因に主導されることと、穀物事業体が投資グループのM&Aの対象となり、それを目的に穀物関連企業が売買されることは相関する経済現象である。

こうした動きは、多国籍穀物メジャーの穀物関連事業の展開といかに関係しているだろうか。穀物流通事業をめぐる所有と経営の分離は、穀物メジャーにおいても例外ではない。例えば、有数の穀物貿易企業のトゥファール社の株式の80%は穀物メジャーのADM社によって所有されるものの、トゥファール社はADM社の穀物事業としてではなく独自に穀物貿易業を展開している。子会社の事業を傘下に組み入れる場合にも、多国籍穀物メジャーは持株会社として対応するケースが一般的である。

ただし、多国籍穀物メジャーは農産品取引と農産品加工事業との企業内統合を重視する事業展開を遂行している。その際に、穀物メジャーはプライマリーエレベーターから始まってターミナルエレベーター、港湾施設および船舶を含めた各種輸送手段への投資による効率的なロジステック機能の発揮に努めてきた。穀物メジャーがサプライチェーン的な企業経営を一様に志向するのは、その効率的なロジステック機能に支えられる。

多国籍穀物メジャーの事業展開、企業経営の特質が、ロジステック機能と結びついた農産品調達と農産品加工事業の企業内統合に見出されるならば、穀物メジャーの穀物関連事業と投資グループなどに操作される穀物流通業界の国際的再編とはいかに交差しつつ、全体として穀物業界の国際再編につながっているであろうか。その経路が解明されねばならない。

このことは、穀物業界の国際的再編の新潮流と題とした、本稿の残された主要課題でもある。しかし、これ以外にもいくつかの課題が残されている。そのうちの2点だけを、最後に指摘しておこう。

1 つは、本稿では論及しなかったアメリカの一大アグリビジネス事業体に成長している農協系のCHS社⁹⁷⁾の穀物流通事業は、穀物業界の国際再編にとって

いかに位置づけられるかである。CHS社はアメリカ中西部を拠点に、相次ぐ地域農協の統合を通して事業拡大を遂げてきた。新自由主義的な経済潮流のなかで、CHS社が総合的なアグリビジネス事業体として、農民を出資メンバーとして事業の拡大を続けていることは注目される。その事業パターンは3大穀物メジャーとも類似し、そのなかには穀物メジャーとのパートナーシップの事業も含まれる。農協系の穀物流通事業の拡大を支える諸条件を、そこに出荷する組合員と農協系組織との関係を中心に、穀物流通業界の再編の視点から検討することも求められる。

もう1つは、本稿では穀物メジャーの穀物流通事業を、カーギル、ADM社、バンゲ社の3大穀物メジャーに限定していることに関係する。企業名のイニシャルをとって、多国籍穀物メジャーはABCDと通称されことも多い。それは、Dを示すL. ドレフュース (L. Dreyfus B. V.) 社⁹⁸⁾ が穀物メジャーの一角を占めることによっている。このドレフュース社の穀物取引、流通企業としての事業展開、企業経営はいかなる特質を有するか、この検討も残されている。ドレフュース社の事業展開、企業経営は、3大穀物メジャーと比較していかなる共通性と独自性を有するか、この問題である。

本稿などでは、多国籍穀物メジャーをカーギル、ADM、バンゲの3大穀物メジャーに代表させ、3社の動きを中心に考察してきた。しかし、多国籍穀物メジャーを3大穀物メジャーに集約することは、穀物などの主要農産品の最近の国際貿易の特徴とそこでの新たな動きを考える際には、反省を迫るものかもしれない。

注

- 1) 1980年代後半から2000年代初頭の穀物メジャーの消長に関しては、小澤健二「穀物メジャーに関する一考察(1)」(『農業研究』第21号、日本農業研究所) 参照。本稿で取り上げるカナダ小麦局の原語名はCanadian Wheat Boardである。ただし、一般にはCWBで略称されるため、CWBと表記する。また、その流通管理は穀物の輸出販売業務の独占にもとづき、原語では"one desk selling"と表現される。本稿では、"one desk selling"を輸出販売の独占権と表記している。
- 2) 小澤健二「小麦の国際市場の構造とカナダ小麦局をめぐる諸問題ー穀物出荷協同組合の消滅のなかで穀物の国家貿易の存続は可能かー」(日本農業研究所『農業研究』第22号、2009年)。

- 3) カナダ小麦局の歴史的変遷とその穀物流通管理の仕組みなどに関しては、小沢健二『カナダの農業と農業政策－歴史と現状－』（輸入食糧協議会、1999年）、183-186頁参照。
- 4) 審議会は西部穀物出荷パネルと呼ばれ、その審議会の報告（西部穀物出荷パネル報告）にもとづいてCWBは組織を改編した。なお、本文中のWGTAはWestern Grain Transportation Actの略名である。これについても、同上書、258-260頁参照。
- 5) CWBの組織改編にもとづいて、CWBの最高経営責任者(CEO) は、理事会の勧告のもとに政府によって任命される。
- 6) 「弾力性」、「透明性」の原語名は、それぞれ“flexibility”、“accountability”である。
- 7) CWB改正法の原語名は、Marketing Freedom for Grain Farmers Actである。次に紹介する松原氏などによる報告書では、これを「穀物農家市場取引自由法」と表記している。その表記は原語に沿って正確であるものの、この表記の繰り返しは煩瑣である。このため、本稿ではMarketing Freedom for Grain Farmers Actを「CWB改正法」と簡略化して表記する。
- 8) CWBの輸出販売独占権の廃止に関する邦文の調査報告としては、松原豊彦氏を中心となって編集された「カナダの主要農産物の品種別生産・流通分析」（『主要国の農業情報調査分析報告書（平成22年度）、北米・豪州地域、所収』）がある。CWBの輸出販売独占権の経緯などに関しては、同報告書も有用である。そこでは、CWBの小麦・輸出用大麦の輸出独占権を専売制と表記される。しかし、本稿ではこれまでの筆者の著作などにもとづいて、輸出販売の独占権と表記する。
- 9) この法律が、Marketing Freedomと表記されるゆえんである。
- 10) 以下の本文の記述は、ニューヨークタイムズやカナダの全国紙のグローブ・メールなどの報道によっている。これによると、「保守党は、月曜日にMarketing Freedom for Grain Farmers Actを153対120の票差で上院を通過させた。G. リッツ(Gerry Ritz)農相は、“これは何十年と我々が待ち望んできた偉大な日である”、と語った。」(The New York Times, Nov. 29, 2011, “Federal government strips Canadian Wheat Board of control over grain sales”。
- 11) 「ハーパー政権は連邦議会で多数派を形成した以降、少数派への攻撃および反対派の軽蔑などに特徴づけられるあらゆる手段を講じて政治戦争を遂行している。そこには、カナダの政治的伝統とするノーブレス・オブリッジ (Nobless oblige) はひとつかけらもみられない。情報は全て首相官邸に集中され、議事運営が政権に不利な場合には、議会の委員会の閉会をしばしば繰り返している」(The Global and Mail, Dec16, 2011, “And the bullying goes on”)。「これは、ハーパー政権が改革法案の審議に時間がかかりすぎて法律にならないことを懸念する一方、反対派は政府とまさに正反対の対応に終始することによっている。結局、政府は議論を次から次へと中断して、法案は異常な早さで下院を通過しつつある。」(Ibid., Nov. 12, 2011 “Five long and cantankerous weeks ahead”。
- 12) 「CWBを変えようとする政府の法律は奇妙な歴史である。CWBを定めた法律によると、農業大臣は関係する農民の投票による承認なしにはその根幹を改正する法律を提出できない、と定めている。CWBの多数派理事とその同盟者は連邦裁判所に出向き、リッツ農相が法律を破ったことを宣言するように要求した。D. Cambell判事はこの見解

- に同意した。しかし、最終的には今回のケースは手続き要件の例外に相当するとされた」(The New York Times, Dec. 17 2011, “Future unbound”)。
- 13) 「先週末曜日、連邦議会はBill C-18を承認した。CWBの農民選出の8人の理事は、法律上の争点が解消されるまで法律の執行をしないように、ウイニペグの州裁判所に提訴した」(Ibid., Dec. 17 ,2011, “Cloud of uncertainty hangs over grain farmers”)。
 - 14) CWBの行方をめぐる闘いは、連邦政府は法律を任意に変更するどの程度の裁量権を有するかをめぐる憲法上の闘いに転換するようになった。しかし、リッツ農相は議会が最高の権限を有するとし、通過した法律に沿って対処するとしている。CWBの弁護士もC-18を前提にCWBは対応することになる、と語った」(Ibid., Dec 8, 2011, “Wheat Board bill is illegal, court rules”)。
 - 15) CWB改正法の法律名はBill C-18である。
 - 16) 商業化の原語名は、Commercialization of the Canadian Wheat Boardである。
 - 17) CWB社の原語名は、CWB Ltd. である。
 - 18) 穀物の第一次集出荷施設は、一般にカントリーエレベーターと表現されるが、カナダではプライマリーエレベーターと呼ばれている。
 - 19) CPR、CNRの正式な原語名はCanadian Pacific Railway、Canadian National Railwayである。両社はカナダを代表する2大鉄道会社である。
 - 20) なお、以下の90年代後半以降の支線廃止を契機とする小麦プールの事業展開に関しては、小沢前掲論文48～52頁参照。本文の記述は、その内容を要約したものである。
 - 21) この大型かつ高性能のエレベーターは、一般にはハイスループット(high throughput)エレベーターと呼ばれる。
 - 22) サスカチュワン小麦プールに対抗して、マニトバ、アルバータの2大小麦プールが統合して組織されたのがAgricoreである。それに、さらに有力な穀物流通企業のU. G. Gが加入してAgricore Unitedが形成された。
 - 23) 小沢前掲論文50頁。
 - 24) R. パイオニア社、パターソン社の原語名は、それぞれ、Richardson International Co. およびPaterson Grain Coである。
 - 25) 2012年に金属・エネルギー資源などの新興貿易業者のグレンコア社の2012年の年次報告書によると、農産品事業の同社の穀物、油糧種子の出荷販売量は2011年にそれぞれ2,530万トン、1,080万トンであった。それが、13年には4,420万トン、2,350万トンに大幅に増加している。11年の同社の農産品事業にはヴィテラ社の事業は含まれないため、13年の出荷販売量から11年を差し引いた数量が、ヴィテラ社の穀物、油糧種子の出荷販売数量に相当すると推定できる (Glencore Annual Report 2011, pp. 64-66. Glencore Xstrata Annual Report 2013, pp71-72)。
 - 26) 「グレンコア社は脱税嫌疑でアメリカを脱出し、クリントン大統領によって恩赦された金融業者のリッチ(Rich)氏によって2001年に設立された。ヴィテラ社の買収は北米の穀物事業分野では最初のものであるが、アメリカでも穀物事業の買収を計画している、と会見で発表した。なお、グレンコア社は、ヴィテラ社の買収時に、Xstrataの41億ドルでの買収案件で審査を受けている」(The New York Times, March 21, 2012, “Glencore Buys Viterra of Canada for 6.2billion”)。グレンコア社の

正式会社名は、Glencore International Corp. である。

- 27) The New York Times March 20, 2012 “Viterra Deal Gives Glencore Influence in Global Wheat Trade”によると、「グレンコア社によるヴィテラ社の現金での買収取引の交渉は、CWBの輸出販売独占権の廃止の数ヶ月前に開始された。この取引は、ヴィテラ社の役員会で全員一致で承認された。一株当たり買収価格は16.25カナダドルであり、買収の取引交渉が開始された時の株価を48%も上回っている」。
- 28) 2010年に、Billiton Ltdはサスカチュワン州にある世界最大の肥料メーカ、Potash Corp BHP の買収を試みた。しかし、それは連邦政府によって阻止された(The New York Times, March 26, 2012, “Glencore’s bid for Viterra not strictly foreign, PM says”)。
- 29) 「ヴィテラ社の買収はカナダの海外投資審査に適合するために、その資産のいくつかをカナダ国内の穀物業者に売却する。カナダの肥料会社のAgriumはヴィテラ社の資材店舗を18億ドルで購入し、R. パイオニア社はヴィテラ社の19のエレベーターとその他資産を8億ドルで購入する。ヴィテラ社の穀物の出荷シェアは45%であるが、エレベーターの売却により34%に低下することになる。これを理由に、ハーパー首相はグレンコア社によるヴィテラ社の買収は外国人による買収を意味しないと語っている」(The Globe and Mail, March 21, 2012 “Glencore spurs grain sector shakeup”)。
- 30) 「3年前にハーパー政権はカナダ小麦局の独占権を奪いさった。CWB社に組織名を変えて自由市場で競争し、2017年までの民営化に向けた準備をすることになった。・・・ただし、2011-12年の年報以降、CWB社の財務諸表は公表されていない。あるいは、この間の財務諸表は更新されていないのかもしれない。」(The Globe and Mail, Dec., 5, 2014, “Canadian Wheat Board”)。
- 31) 松原前掲報告書によると、少なくとも2012-13年については、プール決算方式はCWB社のシェア獲得には結びついていない(同上報告書112頁)。
- 32) 「CWBは湖上輸送の船舶会社(CWB Marquis)を取得、所有した。これにより、五大湖ルートでの穀物以外の鉱石などの船舶輸送も、その事業の一部となった。また、連邦政府からの融資によって、CWB社はサンダーベイ、ケベック、西部平原カナダで穀物ターミナルを建設し、また買収もしている。CWB社のホワイト氏は、“競争的な環境の中で事業展開するのに必要なインフラ資産を有してなかった。プライマリー、ターミナルなどのエレベーターおよび船舶など穀物のサプライチェーンにとって必要な投資をする計画である。なかでも、五大湖での船舶輸送は誇りである”と語っている。しかし、このCEOの方針を活かすような明確な対応をカナダ政府はとっていない。」(The Globe and Mail, April 2, 2015, “Transportation”)。
- 33) 「CWBは収益を内部留保をしてこなかったし、船舶や穀物倉庫も所有しておらず、単に机の上でのビジネスであった。現在は、インフラ関係の物的資産を所有する途上にある。現在までのところ、いくつかの穀物倉庫、船舶、短距離の鉄道を所有経営し、カーギル社、グレンコア社に必ずしも屈していない。CWB社に穀物を出荷する農民はCWBの株式を所有できる。また、集荷した穀物の販売網を拡大するために投資家を募っている。」(Ibid., Sep. 24, 2014, “Wheat Board inks supply chain deals”)。
- 34) 「独占権の廃止以降、CWBの収益性は高まっている。しかし、内部事情に通じた者以

- 外には、その財務状態を把握できない。」(Ibid., "Transportation")。
- 35) 「2012年に始まった成長戦略のもとで、CWB社は事業を共同で進めるための投資家を捜している。該当する投資業者は穀物取引の経験を有し、CWB社が穀物取引に必要なインフラ資産を拡大させる十分な資金を有し、しかもCBW社の株式を所有する農民と協調できなければならない。」(Ibid., Dec. 10, 2014, "The CWB replies")。
- 36) グローバル・グレイン・グループの原語名はGlobal Grain Groupである。一般にはG-3と略称され、本文でもG-3と表記する。また、上記のサウジ農畜投資基金の原語名は、Saudi Agriculture and Livestock Investment Co.である。以下の本文ではSALICと表記する。
- 37) 「バンゲ社とSALICとの合併事業としてのG-3の発足により、両者は併せると新会社の株式の50.1%を有し、残りの資本は同社に穀物を出荷する西部平原州の農民が所有する。新会社の組織化をリッツ農相は、“カナダの穀物業界の新時代の開始を告げる歴史的な日である”、との声明を出した。また、CWBのホワイト氏は、新たな投資業者は穀物ターミナル・エレベーターのネットワークを拡張し、農民に新たな市場を提供するものと語っている。氏によると、CWB社は資本強化のために、これまで50以上の投資家と折衝してきた。そのうえで、G-3は同社の資本基盤を強化し、これまでのCWB社により広い国際的な事業経験を付け加えるものであるとしている。この取引は、カナダの投資審査法(Investment Review Act)の3億4400万ドルの上限額を下回るため、競争委員会の審査にも応えうるものである。今回の組織再編までに、CWB社は何千もの鉄道貨車以外にも、港湾のターミナルエレベーター、五大湖の輸送船舶などの物的資産を所有するにいたっている。」(Ibid., April 16, 2015 "Wheat Board deal with U.S., Saudi group ends an era")。
- 38) 「砂漠で作物を栽培するのは困難である。SALICがアメリカの穀物会社の巨人のバンゲ社とパートナーシップで2億5000万ドルでCWBの支配権を確保し、G-3を組織した。これは、サウジ国内の穀物調達力を強化するためである。SALICは、サウジアラビアの統治者によって、2011年に8億ドルで食料価格の安定化、および食料供給の安定確保(食糧不足の回避)のために設立された。13年に、他のサウジ基金と一緒に6000万ポンドでヨーロッパの農地を購入し、ポーランド、ウクライナで4万ヘクタールの農地を所有している。また農地貸借により砂糖ビート、小麦、菜種を栽培し、食料供給とくに穀物供給への投資対象国としては、カナダ、オーストラリア、ブラジルを重視している。」(Ibid., April 17, 2015, "Water-poor Saudis snatch access to CWB's grain")。
- 39) オーストラリア小麦ボード、大麦ボードの原語名は、Australasian Wheat Board(AWB)、Australasian Wheat Board(ABB)である。本文では、それぞれAWB、ABBと表記する。以下の農協組織を中心とする各種流通関連の事業体も、正確を期して全て原語名で表記している。なお、AWBは連邦法によってオーストラリア全体の小麦の流通管理を所管していた。しかし、小麦以外の穀物の流通規制は各州ごとの州法にもとづいている。このため、ABBはサウスオーストラリア、ヴィクトリアの2州の大麦の輸出版売の独占権しか有していない。このため、AWBとABBとは組織機構、規制権限は相当に相違することに注意しなければならない。なお、1990年代末までのオーストラリアの穀物の流通規制に関しては、高山崇『オーストラリアの穀類』(輸入食糧協議会、平

- 成10年)が参考になる。
- 40) AWBの民営化の動きに関しては、松原前掲報告書でも簡潔に紹介されている(同報告書119-201頁)。
- 41) もっとも、Grain Corpの名称は、1992年に民営化したニュー・サウス・ウェルズ州の穀物取引機構を起源としている。
- 42) このことは、シー・ビー・エイチ・グレイン・ジャパン(株)の軽部雅人氏からのヒアリングによる。Grain Corpを資金源とする“オーストラリア・グレイン・チャンピオン”との名称の活動グループがCBHの組合員証を額面よりはるかに高額で買い取り、CBHの所有権を確保しようとした動きである。これ以外のオーストラリアの穀物流通事業に関しても、同氏からの情報によるところが大きい。なお、CBHはCooperative Bulk Handling Ltdの略称である。CBHが集荷する小麦のほぼ半分をCBHが直接に輸出するとされる。
- 43) なお、カーギル社はAWB社の買収を通して、オーストラリアの穀物輸出における橋頭堡を築いたうえに、Landmark社の肥料事業の一部を継承して、オーストラリアの肥料販売でも大きなシェアを有するようになった。
- 44) 小沢健二「NAFTA10年の農業政策がカナダの農業に与えた影響」(国際農林業協力・交流協会『海外情報分析米州地域食料農業情報調査分析検討、事業実施報告書、平成16年度所収』61~63頁参照)。
- 45) The Globe and Mail, Sep. 7, 2013, “How wheat farmers became commodities traders”によると、西部の一部の農民グループはCWBによる流通規制に反対し、違法に合衆国向けに販売してきた。このCWBに反対する感情が、現在の保守党を生み出す西部の政治運動、すなわち改革党(Reform Party)への運動に拍車をかけた。ハーパー氏も一時的に改革党の党員であった」。
- 46) 「第22代首相のS. ハーパー氏は歴代の中で最も保守的な首相である。物品・サービス税を2%切り下げ、法人税をG7のなかで最低の15%に引き下げ、連邦財政支出を2014年には4年続けて削減した。外交的にはイスラエルと最も親密な国となり、司法面における保守的な対応も際立っている。」(Ibid., Feb. 7, 2015, “The Harper Effect”。
- 47) 穀物の流通管理主体のCWBの解体にいたる諸条件を明らかにするには、2000年代以降、主要政党間の協調と対立を中心にカナダの政治動向がいかに推移し、そのなかで西部平原三州、とくに穀作中心地のサスカチュワン州の政治動向がカナダの政治構造のなかでいかに位置するか、などの政治学的な視点からの検討が要請される。なお、CWBによる穀物の流通管理権限を剥奪する一方で、牛乳・家禽類の厳密な供給管理政策を維持するのは大きな矛盾である。ハーパー政権も、その新自由主義的な政策の一方で、ケベック、オンタリオ州の利害に手を付けることができない。これに関しては、「政府はカナダ小麦の輸出販売の独占権を、“農民は自由な開かれた市場を持つ価値がある”との論理のもとに撤廃しようとするが、他方で酪農などの供給管理政策を維持しており、その農業政策は欺瞞に満ちている。」(The Globe and Mail., Oct. 24, 2011, “All farmers are equal-some more”)。
- 48) 「穀作経営の大規模化にともない、1991年農業センサス時には640エーカーが穀作農場にとって適正規模とされた。しかし、現在では2000エーカーの穀作経営でも小規

- 模とみなされる(Ibid., Nov.28, 2014, "The Cost of Freedom")。この新聞記事では、農場の大規模化は長期的にはカナダの穀作農業に打撃を与えるとの警告を発している。それは、「大規模化の過程で湿地も耕地に転換され、大型農機具を最大限に効率的に使用する農法が普及した。この結果、西部平原（プレーリー）の湿地の70%は潰廃され、貯水池が除去された。このことは、将来の穀作経営にとっての大きな問題となる。気象条件の変化もあって、干魃より洪水が穀作経営に甚大な被害を与える事態がしばしば生じている。」(Ibid., Nov.28, 2014 "The Cost of Freedom")。
- 49) Statistics Canada, Agricultural perspectives from seven censuses, pp. 7-8.
- 50) ハーパー保守党政権は予算削減のため、2011年農業センサスの統計収集をごく簡略なものにした。国連の「食糧権利」の代表者は、「ハーパー政権は長期に続いてきたセンサス作成を実質的に廃止した。」(Ibid., March 3, 2013 "Ottawa rapped for hurting war on hunger")、とカナダ政府を批判している。
- 51) 「数十年前には知られてなかった、菜種の新品種のカノーラは今はまさにKing Canolaと呼ばれ、高蛋白カノーラ・ミール、植物油を生み出している。2010年にカノーラはカナダで最も価値のある作物となり、その売上高は56億ドル～60億ドルに達し、小麦の35億ドルをはるかに上回っている。カノーラは東部サスカチュワンでYorktonの町を生むブームをもたらしている。この町では、R. パイオニア社、およびL. ドレフューズ社と三井物産の合併で2つの搾油工場も建設された。」(Ibid., Sep. 21, 2011, "Canola: Western Canada's other oil boom")。
- 52) 「カナダのサスカチュワン州では豆類作物の生産、輸出が大幅に拡大している。その輸出の70%はインド向けである。インドでは食生活の蛋白源として豆類の重要性が高まっている。」(Ibid., April 15, 2015, "Pulse Crops")。
- 53) The Globe and Mailの2014年5月17日の記事は、若い世代の大規模小麦生産者、Jay Schultz氏の一年間の農場経営の様子を丁寧に追跡し、現在の小麦農場の経営の様子を具体的に描写している。その一部に、「Jay Schultz氏などの若い世代の小麦農民の一年間の作業、出荷・販売までの小麦農場経営の特徴は、“我々はギャンブラー”である、との言葉に集約される。40万ドルで購入した大型播種機をGSPを駆使して夜遅くまで使用し、今年度は20万ブッシェルを収穫した。ブッシェル当たり生産費は2.50ドルであり、肥料が最大の経営費をなし、年間50万ドルの肥料代を支払っている。リスク回避として先渡し契約で販売している・・・。」(Ibid., May17, 2014, "From Bushel to Bread")、などと紹介されている。
- 54) 「CWBの理事の2グループ間の緊張が、06年のハーパー政権の誕生以降、高まっている。政府は任命理事を保守党政権の同調者に切り換えてきた。水曜日の訴訟は8人の農民選出理事によるものであり、農民選出の2人の理事は仲間と袂を分かった。農民自体も分裂しており、政府に反対するのは小麦生産者では10人のうち6人、大麦では10人のうち5人とされる。リッツ農相の見解は、“法的には下院の議決が全てであり、下院で多数を有するゆえに、法律上には何の問題も生じない”、というものである。」(Ibid., Oct. 27, 2011, "Wheat Board sues Ottawa over plan to end monopoly")。
- 55) 「西部カナダでは今春の降雨と洪水は作付地の多くを流し去り、最悪の小麦収穫と

- なる可能性がある。一方で、ロシア、ウクライナは昨年の干魃による不作で一時的に小麦輸出を禁止した。」(Ibid., July 18, 2011, "Outlook worrying for wheat farmers")。
- 56) 「カナダの穀物生産者は隣国のアメリカの穀物生産の干魃による減収によって、豊作にもかかわらず価格上昇に恵まれた。これは、CWBの販売独占権が8月1日に廃止された直後のことである。」(Ibid., Aug. 9, 2012 "Canadian grain farmers are set to reap bumper crops amid a US drought that has sent prices soaring")。2012-13年の小麦の平均価格は285ドル(トン当たり)と過去5年の平均プール価格257ドルを11%上回った。そのことをリッツ農相は誇っている。」(Ibid., Sep. 7, 2013, "How wheat farmers became commodities traders")。
- 57) 2013年産は、豊作による大収穫でトラックで小麦を搬送してもエレベーターで2時間も待たねばならないのが普通であった。しかし、今年は播種期に雨量が多かったうえに、9月初旬の大雪で穀物は不作であり、エレベーターの待ち時間も20分未満と大幅に短縮した。しかし、小麦価格の低迷と減収という二重の打撃を小麦生産者は被っている。CWBの権限撤廃以降、エレベーターでの高価格での受取りを求めて、小麦生産者はいくつかの穀物会社を回っている。」(Ibid., Nov. 7, 2014, "From the Farm to the elevator, with less grain and lower profits")。
- 58) これは、Derek G. Brewin, "Limitations on the Market Power Generated by the Single Desk of the Canadian Wheat Board," ("Canadian Journal of Agricultural Economics, 62, 2014) などの論文に示される。
- 59) 小沢健二「カナダの農業、農業政策の最近の動向」(国際農林業協力・交流協会『海外情報分析米州地域食料農業情報調査分析検討、事業実施報告書、平成12年度所収』131～132頁参照。海外食料農業情報分析検討、平成13年3月所収
- 60) 「CPRに対するストライキが重大化するにつれ、影響を被っている全国の会社は何らかの対応をするように政府に迫っている。5,000万ドル以上の穀物がエレベーターのなかに溜まり、何千もの自動車やトラックがCPRが順調に運行するのを待って立ち往生している。このストライキによって、毎日、運行する何万もの貨車が動けなくなっている。CWBのホワイト氏は、バンクーバーで6つの船舶が積み卸しを待っており、8つの船舶もその途上にあると語った。このストライキは、2000人の職員のレイオフの撤回を求めるものであり、労働争議はアメリカの投資ファンド、Pershing Square Capital Management LPが鉄道会社に対して勝利した直後に勃発した。」(Ibid., May 28, 2012, "Companies clamour for end to CP strike")。「カナダの労働大臣は、CPRの4,800人の従業員によるストライキを終わらせる法律を月曜日に提出した。カナダ経済への影響が懸念されることへの対応である。CPRはCNRと並ぶ寡占体であり、いくつかの地域では、CPRだけが唯一の輸送手段である。小麦の滞貨は1週当たり100万ドルの農民へのコスト負担となっている。」(The New York Times, May 29, 2012 "Canadian Official Offers Bill to End Railway Strike")。
- 61) 「CPRもCNRも時宜にかなった穀物輸送サービスを行っていない。多数の職員を解雇し、車両・貨車も削減している。これは、両社の資本の過半がアメリカ人によって所有されたことが最大の要因である(CPRの株式の73%はアメリカ人によって所有され、CEOもアメリカ人である。CNRの株式の50%もアメリカ人によって所有され

- る)。鉄道会社は株主に有利な物資の輸送に集中し、それ以外の顧客は輸送サービスを待機する状態に置かれている。穀物会社は自らを“囚われの出荷業者 (captive shippers)”と呼んでいる。しかし、連邦政府はこの事態をさほど意に介しているようにはみえない。」(The Globe and Mail, Nov. 28, 2014, “The Cost of Freedom”)。
- 62) 「2014年3月に、政府は毎週の穀物輸送量を2倍にしなければ、CPR、CNRに1日当たり10万ドルの罰金を科すると宣告した。しかし、結局、政府提案の罰金は1日当たりではなく一週間当たりに後退した。西部穀物エレベーター協会の専務は、この政府の後退に失望し、“輸送能力の削減によって鉄道会社が収益性を高めるなかでは、我々は必要な鉄道貨車を利用できない”、と語っている。また、穀物業界も、政府の罰金は事態を変えることにならないとし、“鉄道会社は穀物よりも油を輸送するほうが収益性を高めうる”との見解を示している。」(Ibid.)。
- 63) Rude J, “Abstinence and the Single Desk Desk;-Canada-US Wheat Trade Relations in a post CWB World”(The Estey Journal Law and Trade Policy, 13:2), pp. 10-13。
- 64) CWBが輸出独占権を有していた時には、マニトバ州の最北居住地のチャーチルも輸出積出し港として活用されていた。政府によるCWBを活用しての地域政策の意義を有していた。CWBの権限剥奪以降も、政府補助金によってチャーチル港は穀物輸送用に使用されているものの、2017年以降にはその使用を政府は保障していない。これに対し、チャーチル地域では就業機会の確保のうえからも大きな懸念が生じている。これについては、The Global and Mail, April 29, 2015, “Manitoba port feels squeeze from grain industry shakeup”。
- 65) 小沢前掲論文、49-55頁参照。多国籍穀物メジャーは、小麦プールの解体によるヴィテラ 発足に際しても、それぞれの独自の経営方針にもとづいて比較優位を有する分野の事業強化に努めている。多国籍穀物メジャーはサスカチュワン小麦プールが経営していたエレベーターを積極的に買収する、との経営対応はとっていない。
- 66) The Globe and Mail, March 21, 2012 “Glencore spurs grain sector shakeup”によると、「カルガリーのAgrium Inc. はヴィテラ社の農業資材小売事業の大部分を18億ドルで、R. パイオニア社はヴィテラ社の穀物取引事業の23%および食品加工場、農業資材店などを8億ドルで、それぞれ購入した。グレンコア社は63の穀物エレベーター、7つの港湾ターミナルエレベーター、オーストラリアの8つの港湾エレベーターを取得した。この結果、カナダ西部の穀物取引の構図は一変した。R. パイオニア社、グレンコアの両社が穀物取引全体のそれぞれほぼ三分の一を占め、残りのシェアをカーギル社を中心とする他の穀物業者が有することになる」。
- 67) パリッシュの会社名は、原語名では、Parrish&Heimbecker, Ltdである。パターソン社は、この競争の過程を生き抜いてきた同族会社である。現在のCEOのA. パターソン氏は穀物王（西部に一大穀物エレベーター群を建設し、サンダーベイの船舶を所有した）の孫であり、2001年に事業を継承して05年にPaterson Global Foodsに会社名を変更し、年間10億ドル以上の売上高の実績をあげた。さらに垂直統合的な事業を進展させ（農民への融資、種子・投入財の販売、穀物輸送、製粉などの一貫事業）、CEOに就任して以降に売上高を10倍に増大させた。「彼によれば、CWBの解体は垂直的な事業発展の絶好の機会である。しかし、西部における独占体としての鉄

- 道会社の存在が問題であると語っている。」(Ibid., Nov. 28, 2014, “The Cost of Freedom”)。
- 68) ターミナルエレベーターを経営する会社は原語名ではThirdcoast社である。結局、パリシュ社はその株式の88%を取得して支配権を確保した(The Globe and Mail, July 10, 2012, “OSC ends grain terminal fight”)。
- 69) The Globe and Mail, Nov. 28, 2014, “TheCost of Freedom”による。
- 70) 2015～16年の間にも、プライマリーエレベーターの各社の保管能力のシェアに変化がみられる。R. パイオニア社のシェアはさらに拡大し、G-3、パリシュハイムベッカー社のシェア上昇も目立っている。これは、CGC, “Grain Elevator in Canada Statistics, 2016”による。ただし、ターミナルエレベーターの貯蔵・保管能力では、カーギル社が最大であり、R. パイオニア社、ヴィテラ社がこれに続いている。このため、カナダの小麦輸出に占める各社別のシェアでは、カーギル、R. パイオニア、ヴィテラの各社が高いとみられる。
- 71) 以下では、丸紅株式会社を丸紅と表記する。
- 72) 丸紅がポートランドで経営する穀物エレベーターは、同社が100%出資する完全子会社のコロンビア・グレイン(Colombian Grain Inc)社である。その子会社は効率的なエレベーター経営によって年間100億円以上の収益を計上し、丸紅の穀物事業の収益性に寄与している。
- 73) 取扱量の厳密な定義は困難である。穀物・油糧種子などを調達する生産国での国内販売量に輸出数量を加算して計算されるが、それぞれに重複する部分が生じるため、取扱量に関しては推定の域を出ない。
- 74) これは、子会社のコロンビア・グレイン社によるカラマ(Kalama Export Company LLC)社の買収であり、アメリカ西海岸の関連事業の統合化を意図している。
- 75) 日本経済新聞によると、「中国商務省は24日、丸紅による米穀物大手ガビロンの買収を条件付きで承認すると発表した。中国向け大豆輸出で首位の丸紅がガビロンを買収すれば、国内市場の寡占化が進むとの判断から、両社の中国事業に厳しい制約を課す格好となった。丸紅は2012年5月にガビロン買収を発表したが、中国当局の審査が大幅に遅れていた。・・商務省の独占禁止局は、(買収)が中国の大豆市場への支配力を強め、競争の排除や制限の恐れがあると指摘し、中国向け輸出・販売業務を独立して行うこと、例外を除き、丸紅はガビロンから大豆を買い付けてはならない、市場情報を交換してはならない、などの三条件を課した。昨年の中国の大豆輸入量は5838万トンで、このうち丸紅の取扱量は1050万トンで首位であった」(日本系経済新聞、2013年、4月24日)。
- 76) ピィヴュー (Peavey Company) 社は、アメリカの代表的な穀物取引会社として発展した。1850年に誕生したH. ピィヴューイ (Hutchinson Peavey) 氏は9才で父を亡くし、雑貨店の帳簿係に1867年に雇われたが、農業の将来性を見込んで、1868年に農業機械会社を設立し、マコミックの収穫機の販売を行った。フロンティアの隅々にまで荷馬車で販売に出かけ、販売員として優秀な成果をあげた。しかし、農業機械の販売会社は火事により1,800ドルの借金を負い、その返済に苦労を重ねた。にもかかわらず、1874年にF.H. ピィヴューイ (F.H. Peavey Company) 社を設立し、穀物取引事業に参入した。以上が、ガルピン社の穀物事業の起源である。これについては、

- Kenneth D. Ruble, *The Peavey Story*, (Peavey Co., 1963), pp. 1-11。
- 77) Ibid., pp29-41。
- 78) コナグラ社に関しては、小沢健二「穀物メジャーに関する一考察（3）ーアメリカの食品製造業の構造再編を中心にー（日本農業研究所『農業研究』第26号、2013年所収）105～108頁参照。
- 79) ガルピン社の原語名はGavilon Holdings, LLCである。同社は、原語名のままに記すと、Gavilon SuperHold, o, LLC、General Atlantic Splitter, LP、およびQP FB Holdings, LLCの3つの投資会社（ファンド）によって設立された。2011年12月末のGavilon Holdings, LLCの資本金は18億3310万ドルである。ガルピン社の組織化に関しては、<http://www.gavilon.com/about-gavilon/history>による。
- 80) なお、ガルピン社は穀物取引、製粉などの穀物関連事業だけでなく、肥料の製造・販売事業も展開し、米国内の59カ所に肥料の搬送・混合施設を保有し、アメリカ国内で最大の肥料卸売業者の一つである。メキシコ、南米、アフリカ等にも15カ所の肥料の輸入ターミナル、倉庫、肥料混合設備を保有、経営する。また、2010年にはDeBruce Co.を買収して農業関連事業の拡張を図っている。これも、投資対象の企業価値を高めることを目的とすると考えられる。
- 81) 丸紅の穀物事業の構成に関する記述は、主として、丸紅関係者からのヒアリングによっている。
- 82) コフコ(COFCO)社の正式な英語表記名は、China National Cereals, Oil and Foodstuffs Corpである。
- 83) 中糧集団は、中国華糧物流集団とともに全国的な食糧関連事業に関与する、中国の二大国有企業の一つであり、傘下に多数の子会社を有している。中国備蓄食糧管理総公司の委託を受けて、穀物の備蓄、買付業務を行い、中国の食料政策に深く関与している。中糧集団は、食料流通を中心に総合的な食料関連事業を展開する、中国の貿易部系統の食糧関連企業とされる。これについては、池上顕英『中国の食糧流通システム』（御茶の水書房、2012年）156頁、182頁などを参照。
- 84) 中糧集団が中国の建国とともに食料輸入を担当業務としていたこと、およびそのニデラ社買収は、以下のウォール・ストリート・ジャーナルの記事に示される。「国外で知名度の低いコフコ社であるが、創立は1949年であり、政府が米国産トウモロコシやオーストラリア産小麦を輸入する場合には、同社を介することが長年の通例である。また、2010年前後から中糧集団の穀物輸入業務は増大している」(The Wall Street Journal, Asian Business News, 2014, 2/28, "China's Cofco to Buy 51% of Grain Trader Nidera".)。
- 85) これは、Financial Times, 2014, March 4, "Cofco and Noble in joint venture talks"に依拠している。なお、インターネットによる情報では、ニデラ社はイギリス支社を中心に南米での種子の開発・販売、および肥料などの農業資材販売事業にも積極的に取り組んでいる。
- 86) ノーブル社の原語の企業名はNoble Group Ltdである。企業紹介を業務とするHoover Company Recordsによると、「ノーブル社は、農業、エネルギー、金属・鉱物、およびロジステック市場で原料産品の国際取引業務に主として従事する持株会社である」(Hoover's Company Records, Jan. 22, 2014, Noble Group Limited, p. 2)。また、ノーブ

ル社の主要株主は、モルガン・スタンレーを始め、多数の投資金融会社によって占められ、中国の政府系ファンドの中国投資有限公司(CIC)もノーブル社の株式の15%株を所有している。このように、同社は投資・金融機関を主要株主とする持株会社である。その傘下の子会社を通して、各種一次製品の国際取引事業を展開しており、このことが同社の企業経営の特徴である。

- 87) 2009年の農産品事業の売上高は、Noble Group, Annual Report, 2009, p. 5による。
- 88) ウエイ氏によると、穀物価格の高騰のなかで中国はブラジルなどで農地取得による海外での農業生産の拡大を追求するが失敗した。この失敗の後に、港湾、貯蔵、輸送等流通分野、加工等などの海外投資に重点を置く方針が中国政府によって打ち出された。ニデラ社など2社の買収も、その延長に位置するとみており、中国の食料安全保障の視点をウエイ氏は重視している (Wei Ruan 「グローバル展開で食の安全保障を図る中国」(『農林金融』、2015, 2)、41-44頁)。
- 89) カーギル社の製粉事業は、Horizon Milling LLC/Cargillによるものである。なお、2016年現在のカナダのターミナルエレベーターの貯蔵・保管能力では、カーギル社が83万トン进行有している。R. パイオニア社の81万トン、ヴィテラ社の63万トンを上回って最大である (Canadian Grain Commission, Grain Elevators in Canada, 2016)。
- 90) Rude J., op. cit., p. 8。
- 91) トッファー (Toepfer) 社の株式の80%はADM社が所有する。また、トッファー社はドイツのハンブルグに本社を置く、穀物・油糧種子などの取扱量は4000万トン前後の、世界有数の穀物貿易企業である (Toepfer International, pp. 12-13)。
- 92) ADM社のGrainCorpのM&Aの動きに関しては、The New York Times, Dec. 3, 2012, "Archer Daniels Raises Bids on Grain Corp", およびIbid., Nov. 29, 2013, "Archer Daniel Midland Takeover Bid Rejected"。
- 93) Rude J, op. cit., pp. 7-8。
- 94) Ibid., pp. 6-7。
- 95) The Globe and Mail, July 20, 2011, "US grain giant welcomes end of Canadian Wheat Board"は、「アメリカの巨大穀物会社、バンゲ社の首脳はカナダ政府のCWBの権限撤廃を歓迎し、カナダ市場に参入する用意をしていると語っている。CWBの権限廃止にともなって、多くの企業が事業拡大の機会とみなすが、そのなかでもバンゲ社は最大企業に位置する。同社は、西部カナダで主として搾油工場などの15の施設を有し、ケベックで港湾施設も経営する。バンゲ社の北米部門を担当するSoren Schroderは、CWBの終焉は「我々にカナダ西部での機会を開放するものであり、我々のような企業によって農場から海外の顧客までの一貫事業が可能になっている」と語っている。」と報道している。
- 96) 小澤健二「穀物メジャーに関する一考察(4) — 2000年代以降のバンゲ社の事業展開と企業経営の特質を中心に —」((日本農業研究所『農業研究』第28号、2015年、所収) 2-10頁参照)。
- 97) CHS社の原語名は、CHS Inc. である。肥料などの各種農業資材の供給を中心とするセネックス農協と穀物の集出荷事業が主体のハーベスト農協が1998年に合併してCHS、すなわちCenex Harvest States Co-operatives (セネックス・ハーベスト・ステート)の一大農協組織が設立された。両農協は合併にいたるまでも、それぞれに地域農協を統合してその事業領域、事業規模を拡大してきた。この結果、農産品の流通、加工、各種農業資材事業を統合するアメリカの農協系の一大アグリビジネス企業に成長した。CHSの組織名となって以降も各種農協を積極的に統合し、石油の精製・販売事業

を中心にエネルギー関連分野の事業拡大も目立っている。

2003年にナスダック市場に優先株を上場したのを契機に組織名をCenex Harvest States Co-operativesからCHS Incに変更したものの、組合員出資にもとづく協同組合の組織形態を維持している。2014年度の売上高は426億ドルに達し、生産者からの穀物集荷量は5,000万トンを超えている (Market Line, Company Profile, CHS Inc. 2015)。1990年代末までのCHSの各種農協を統合しての組織および事業の拡大に関しては、磯田宏「アメリカにおける農業協同組合による穀物販売の組織と事業方式の研究」(平成11～12年度科学研究費補助金、研究成果報告書)が参考になる。

- 98) L. ドレフュス (Lous Dreyfus Holding B.V) 社は、1851年に設立され、本社をオランダ、アムステルダムに置く国際的な穀物貿易会社である。その取扱品目は穀物、油糧種子、綿花、砂糖、コーヒ、乳製品など中心に多数の農産品におよぶ。これに加えて、金属、肥料など各種物資の貿易事業を展開する。油糧種子搾油を中心に農産品加工事業、エネルギー関連事業にも関与するが、他の3大穀物メジャーに比べて農産品の貿易事業に相対的に事業を特化していることが特徴とされる。ヨーロッパ、アメリカ、シンガポールを事業拠点とするが、非公開の同族会社であるため、財務内容はもちろん、その事業概要も不明な点が多い。ただし、北米、南米の穀物、油糧種子の調達、貿易では、それぞれの地域でのエレベーター経営を中心に一定の比重を占め、同社の農産品貿易事業は国際市場では無視できないものもある。

謝 辞

本稿の記述はカナダの全国紙のThe Global and mail および The New York Times などの新聞報道に主として拠っている。これらの新聞記事の探索・収集は、新潟大学経済学部、資料室の小林圭子助教授に全面的に負っている。有益な情報の提供をしていただいた輸入食糧協議会の会員の方々に対してともども深く謝意を表したい。